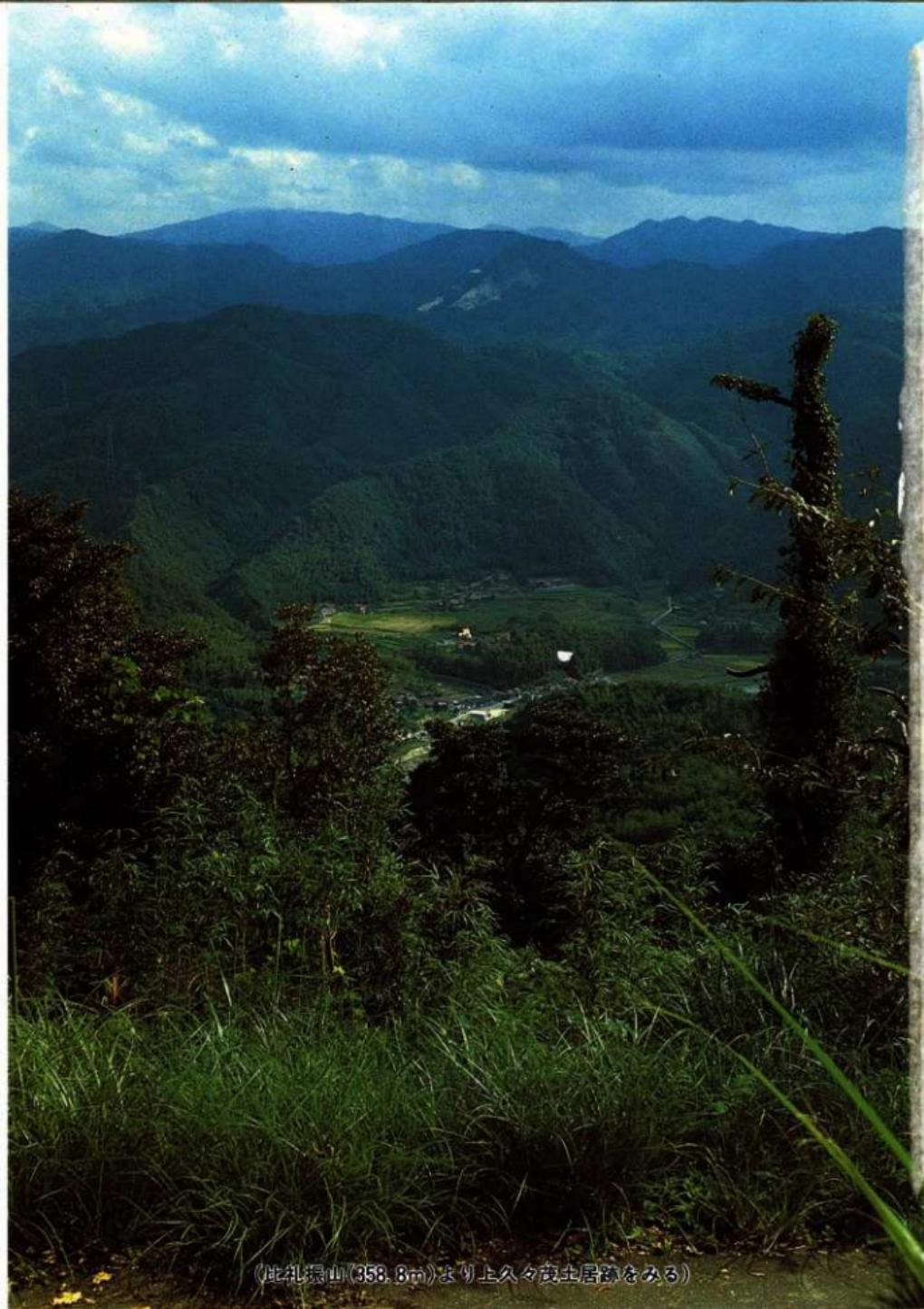


平成四年三月

上久々茂土居跡

島根県教育委員会

上久々茂土居館跡



(比4山(358.8m)より上久々茂土居跡を見る)



2. 土井殿の墓



3. 土井殿の墓より調査区を見る



4.

II区 SK01



5.

日本製陶磁器類(I~VII区出土)



6. IV区出土 青磁



7. 大峰遺跡採集 青磁

はじめに

益田市久々茂町にある上久々茂土居跡は、中世にこの地域に勢力を誇った益田氏が最初に居館を構えたところといわれていた場所であります。この度、島根県教育委員会では、この遺跡の範囲と性格を把握するため、平成二年度と三年度に、国庫補助金を受けながら発掘調査を実施いたしました。

その結果、調査の範囲内では明確な中世益田氏の居館跡と考えられるものは検出できませんでしたが、古代から近世にかけての遺構・遺物が発見され、上久々茂の丘陵上には遺跡が広く存在することが判明いたしました。本報告書はその成果をまとめたものであります。

本報告書が、今後も中世益田氏の研究や、また、一般の文化財のご理解を得るための一助となれば幸いです。

終わりになりましたが、調査にあたってご協力いただいた上久々茂自治会や土地所有者の皆様、そしてご指導いただいた調査指導の先生方に深く感謝いたします。



凡例

一、本書は、島根県教育委員会が平成二年度と三年度に国庫補助金を受けて実施した上久々茂土居跡（島根県遺跡地図 Q一五・昭和六三年）の発掘調査の報告である。

二、事務局は、島根県教育厅文化課におき、発掘調査は文化財管理指導係が行つた。

三、発掘調査の指導は、山本清（島根県文化財保護審議会会長）、永原慶一（一橋大学名誉教授）、井上寛司（島根大学法文学部教授）、藤村伴一（山口市文化財センター所長）、大橋康一（佐賀県立九州陶磁文化館資料課長）、村上勇（広島県立美術館主任学芸員）、古賀信幸（山口市文化財センター主事）の諸先生から承つた。

四、発掘調査の実施にあたつては次の方々や関係機関のご協力と参加があつた。（順不同・敬称略）

岩本久子、吉部豊、吉部敏美、斎藤福督、北村泰夫、寺戸竹男、今岡稔、大谷安彦（上久々茂自治会長）、島田信義、寺戸歟、藤井亮市、野村与嗣、寺戸キクエ、岩本玉代、吉部ユキコ、石山シゲ子、吉部喬子、吉部縁、藤井町子、吉部マサヨ、石川芳子、河野直子、日比ミヨコ、二原フミ、斎藤玲子、大谷鶴子、松本奈良重、澄川広子、小川陽子、遠藤直子、岩田尚子、久々茂公民館、建設省浜田工事事務所、益田市教育委員会、広島大学付属図書館

五、発掘調査には調査員として、木原光（益田市教育委員会社会教育課）と内田律雄（島根県教育厅文化課）があつた。

六、中表紙の題字は広田八穂氏からいただいた。

七、本書の編集・執筆は内田律雄が行つた。

目 次

一、調査に至る経緯	1
二、益田川流域の中世遺跡	3
三、調査の概要	6
四、まとめ	25
五、付 編	30
(1) 上久々茂地区の中世石塔と古墓について	今岡 稔
(2) 上久々茂土居の歴史的性格	井上 寛司

一、調査にいたる経緯

益田川は、島根県の西端部にある一級河川高津川に並んで東接する二級河川で、源を美濃郡美都町と匹見町の境にある春日山（標高九八九・二メートル）に発し、幾度も蛇行をくり返しながら、益田市を貫流して日本海に注ぐ、延長二八、三キロメートルの中小河川である。

この益田川は、古くから出水の度毎に、溢水、破堤の被害が発生する暴れ川であった。その為、昭和三六年から河川の改修工事を行い、治水対策が図られてきた。

しかし、昭和四七年や昭和五八年の七月に島根県西部を襲った梅雨前線豪雨では、多数の犠牲者をだし、大きな損害をもたらした。これらの災害はまだ人々の記憶にも新しい。

こうした災害を契機にして、治水安全度が抜本的に見直されることになり、新しい益田川水系の治水計画が策定された。そして最も有効的な洪水調節の方法として、治水ダム建設が採用された。

このダム建設に伴う道路として、既存の国道一九一号線の付替工事が必要になり、その建設予定地内の上久々茂地区にある遺跡との調整が図られることとなつた。

上久々茂の丘陵上には、約一〇〇×一〇〇メートルにわたる広い平坦面があつて、中世にこの地方に君臨した益田氏が、地域支配の拠点として最初にその館を構えた所としての推定地となつていた。その為、「島根県遺跡地図（石見編）」（島根県教育委員会 昭和六三年発行）にも、「Q一五一 上久々茂土居跡」として登録されている遺跡である。

昭和六一年八月、直接の事業主体者である益田土木建築事務所から益田市教育委員会に事業予定地内の埋蔵文化財

包藏地について紹介がなされた。これに基づき、益田市教育委員会は、昭和六二年九月一〇日に事業予定地内全域の遺跡分布調査を実施した。

その結果、益田市教育委員会は、事業予定地内には遺跡は確認出来なかつたが、上久々茂の丘陵上には、鎌倉時代に益田兼高が居館を構えたことに由来すると思われる「土井」や「七井原」という地名が残っていること、周辺には六基の古墓が点在していること等から、館等の遺跡の存在する可能性もあるので、事業実施にあたっては事前に試掘調査を行つて遺跡有無の確認が必要であることを、昭和六二年一〇月一五日付けで益田土木建築事務所へ回答した。

その後、益田市教育委員会と鳥根県教育委員会文化課は、上久々茂の丘陵上の遺跡の取り扱いについて協議を重ね、遺跡有無の確認調査を実施することとした。その結果、鳥根県教育委員会が調査主体となり、国庫補助金を受けて平成二年度と二年年度に調査を実施した。

現地での発掘調査は、土地所有者や地元上久々茂地区自治会、益田市教育委員会等の協力を得ながら、平成二年度は一月、平成四年度は八九月に行つた。



第1図 益田市の位置図

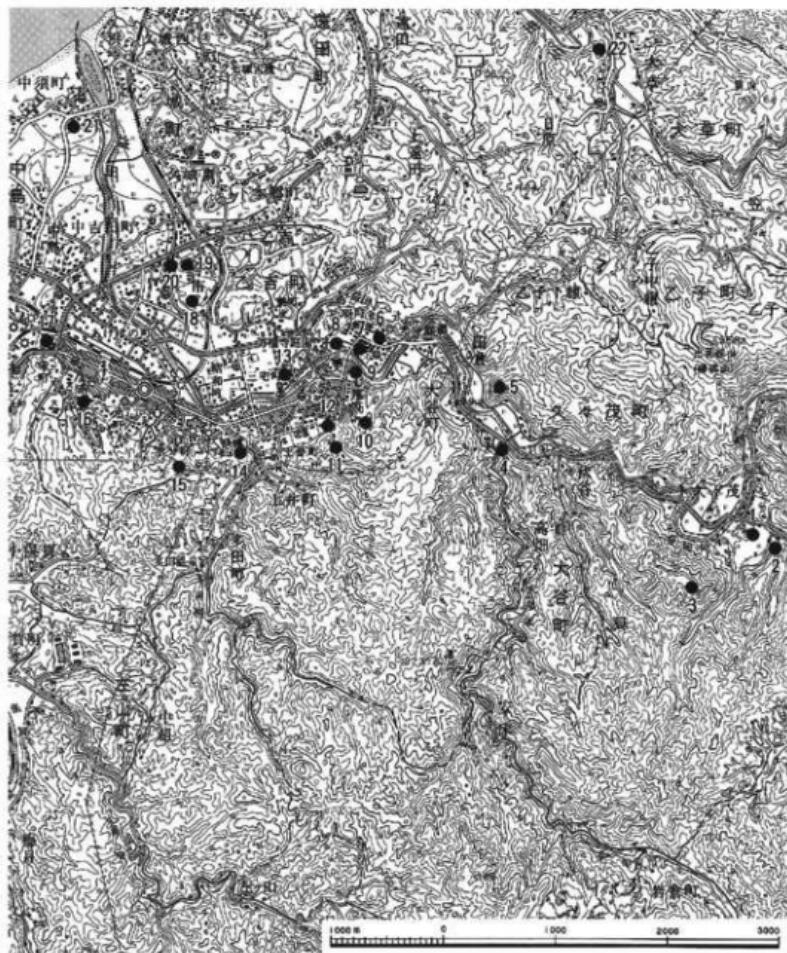
二、益田川流域の中世遺跡

上久々茂土居跡は益田川の中流域、益田氏久々茂町上久々茂の標高約六〇メートルの河岸段丘上に中世益田氏の「館跡」のひとつとして推定されている（第一図1）。益田市街地からは益田川に沿うて約五キロメートル上流部にあたる位置である。この河岸段丘上には一〇〇×一〇〇メートルの広い平坦面があり、「館跡」はその小字名の「土井」や「土井原」付近が考えられていた。同一丘陵上には、土井殿の墓、とうの山古墓（2）といった中世古墓が存在する。またこれを南西から見下ろす位置には万丈山城跡（3）がある。

この上久々茂土居跡から一・五キロメートル下流には、益田氏が上久々茂の次に「館」を構えたとされる大谷上居跡（第一図4）があり、対岸にはこれを見下ろす位置に大谷城跡（5）がある。さらにこの大谷土居跡を下ること二・五キロメートル下流には、大谷土居を後にして益田氏が関ヶ原の戦いまで「館」を構えたと伝えられる三宅御土居跡（13）とその居城であった七尾城跡（10）がある。

この三宅御土居跡は益田平野の入り口に位置し、これを取り囲むように周囲の丘陵や山には多くの中世遺跡群が存在している。城跡では益田川左岸の土井町に磨心庵三年に日野邦光が築城したと伝えられる稻積城（14）、磨心庵間に益田秀兼が築城した赤城町の赤城城（16）、磨心庵間に吉見氏が益田氏を監視するために高津頼世に築城させたという栄町の高川城（17）、右岸では今市町鳩ヶ松城（18）、同町にあって六代兼時とも一代兼見の子の兼政築城とも伝える上の山城（19）がある。このうち七尾城跡（10）は最大の規模をもち、本丸にあたる最頂部には建物の礎石や瓦、土師質土器、瓦質土器等が発見されている。

また、益田川下流には益田氏が口明貿易に利用した今市船着場（20）があり、さらに、三宅御土居跡の周辺には、

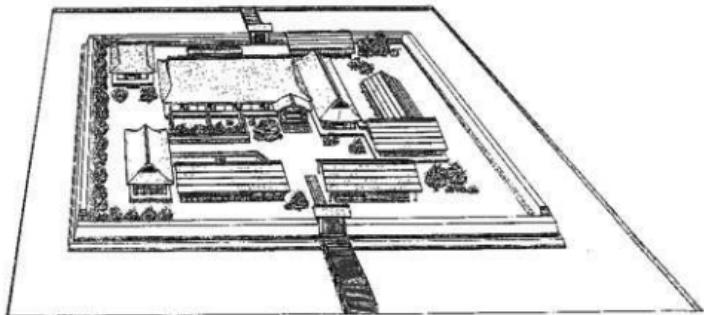


第2図 上久々茂土居跡と益田川流域の中世遺跡

- 1.上久々茂土居跡 2.とうの山古墓 3.パンジョウ山城跡 4.大谷土居跡 5.大谷城跡
- 6.医光寺 7.益田兼見墓 8.万福寺 9.益田兼堀墓 10.七尾城跡 11.益田藤兼墓
- 12.妙義寺 13.三宅御土居跡 14.稻積城跡 15.水分経塚 16.赤城城跡 17.高川城跡
- 18.鳶ヶ松城跡 19.上の山城跡 20.今市船着場跡 21.十三重石塔 22.大草城跡

益田城主兼見の尊信した染羽町の医光寺（6）、応安七年（一三七四）に兼見の建てた東町の万福寺（8）、兼理、兼堯の尊信の厚かった妙義寺（12）といった益田氏の菩提寺や縁の寺院がとりまいっている。このうち万福寺と医光寺の庭園は画僧雪舟等楊（一四二〇～一五〇六）の築庭と伝えられている。これらの寺院の付近には、兼見、兼堯、藤兼と伝えられる墓があり、なかでも藤兼の墓は高さ二メートルを越える五輪塔である。

このように、これらの中世遺跡群は、いずれも益田氏と深く関わりあいながらその歴史を飾っている。

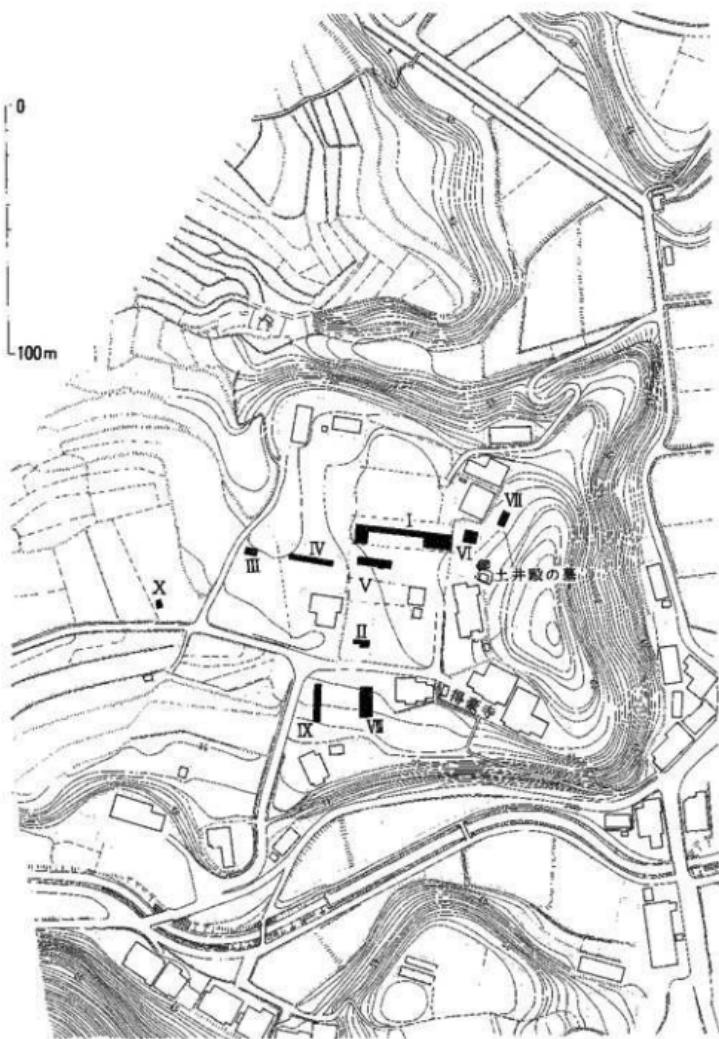


三宅御土居想像復元図（佐々木理人 作）

三、調査の概要

発掘調査は上久々茂の丘陵上に、「館跡」の推定地である通称「土井原」を中心にして、I-X区の合計十ヶ所の調査区を設定して実施した。丘陵上平坦地の標高は約五五メートルである。

調査区	遺構			時代
	遺物		時代	
I	掘立柱建物跡（三）・柵列（一）・土坑（四）	石器・須恵器・土師器・中近世陶磁器	縄文？（近世）	
II	土坑（一）	石器・中世陶磁器	縄文・中世	
III	掘立柱建物跡	中近世陶磁器・土鍬・鉄洋	中近世	
IV	掘立柱建物跡	中近世陶磁器・土鍬・鉄洋	中近世	
V	掘立柱建物跡・土坑（一）	中近世陶磁器	中世？	
VI	石列	近世陶磁器・瓦	近世	
VII	掘立柱建物跡（二）・土坑（一）	中近世陶磁器	中世・近世	
VIII	掘立柱建物跡・土坑・溝	中近世陶磁器・土製玉・鉄洋	近世	
IX	掘立柱建物跡・土坑	須恵器・土師器・中近世陶磁器	奈良・平安	
X		近世陶磁器	近現代	



第3図 調査区配置図

I 区

I区は小字名「土井」のほぼ中央に長さ四一メートル×幅二メートルの南北に長い調査区を設定した。その結果、北側と南側とに遺構の集中するところがあり、それぞれを拡張した。北側では、東に四×一一メートル、西に三×三メートルの拡張区を、南側では東に五×五メートルの拡張区を作った。遺構は調査区の周囲にさらに広がっていることが予想される(第四図)。

土層は調査区の西側と北側で三層確認した。上層から耕作土層(a)、茶褐色土層(b)、黒褐色土層(c)である。このうち、二層目に当たる茶褐色土層は中世から近世にかけての時期であり、三層の黒褐色土層は出土した遺物から古代のものであると考えられる。古代の層の黒褐色土層は調査区の北端から南に向けては約一一メートルのことろで消滅し、東側拡張区の中央にもみられなかった。中・近世の層である茶褐色土層は、古代の層を覆いながら、調



第4図 I区遺構配置図



第5図 I区北拡張区実測図

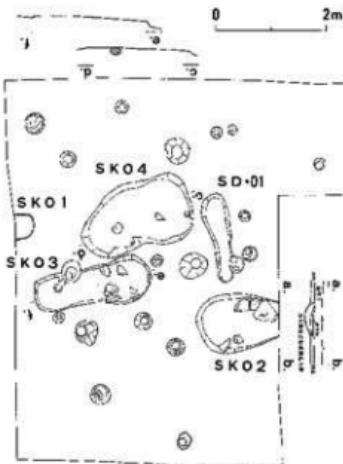
査区の北端から南に向けて約一メートルあたりで消滅し、東側拡張区でもみられない。調査区の南側三分の二は耕作土の下はすぐに黄褐色の地山となっている。地山までの覆形とともに浅くなり南端で約二十五センチを測る。この土層の観察から、少なくともI区は耕作のために後世に相当の削平を受けたものと考えられる。

第6図 I区SB02実測図

SB01
透構
P4
P3
P2
P1
P0
c
d
e
f
g
h
i
j
k
l
m
n
o
p
q
r
s
t
u
v
w
x
y
z
SB02
2m
0
c
d
e
f
g
h
i
j
k
l
m
n
o
p
q
r
s
t
u
v
w
x
y
z
2m
0

調査区の北側で検出した古代の掘立柱建物跡。柱間は二×二間で、南北六メートル、東西三メートルを測る。柱穴は径が二〇～五〇センチ、深さも一定しない。また、一部に径一五センチの二本の補助柱

0 2m



第7図 I区南拡張区実測図

このSB-01付近には多数の柱穴状のビットが検出されたが、これらは古代のものと中世以降のものがあるとみられるが、この中には礎板にしたと考えられる扁平な割石が入っているもの

もある。

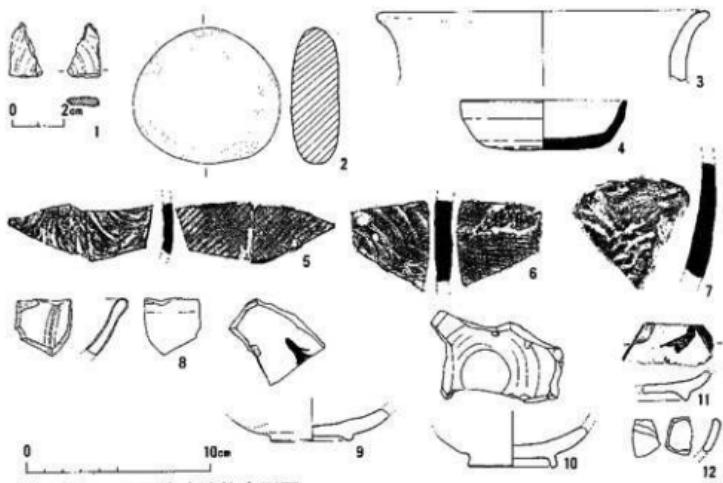
SB-02

I区のほぼ中央に検出した掘立柱建物跡。調査区に沿うて四ヶ所の柱穴があるが、P-3だけがその径や深さが他と違ひ大きく、充填していた土も耕作土に近く、復元したような建物跡ではない可能性もある。P-3からは中国製青磁片が出土した。南北の拡張区にくらべ周辺の遺構も少ない。

SB-03

調査区の南端の掘立柱建物跡。SK-03やSK-04と切り合い関係にあり、それより古いことが知られる。建物跡としてよいかどうか不安なところもあるが、柱穴の径は四〇～五〇センチあり、周辺に検出された柱穴より大きくなっているので、図のように推定復元した。

SK-01



第8図 1区出土遺物実測図

SD 01

調査区の南端に検出した幅約四五センチ、深さ五センチの浅い土坑。耕作土に近似した土が入っており、近世以降のものであろう。

SK 02

南拡張区に検出した土坑。長さは推定で一・五メートル、幅一メートル。検出面からの深さは一七センチである。中には炭化物を含んだ上が充填し、二〇～五〇センチの割石が五個あった。遺物は近世陶器の小破片が一片出土しており(第八図12)、土坑の年代を示していると思われる。

SK 03

南拡張区のSK 02の南側、一メートルの位置に検出した土坑。長さ二一・一メートル、幅〇・八メートルで、SK 02と同様である。中には二〇～三〇センチの割石が六～七個あった。

SK 04

SK 03の西に接して検出された土坑。長さ二一・〇六メートル、幅一・二メートルの不整形プランのものである。SK 02・SK 03と同様なもので、中に三個の割石があった。SK 02・SK 04は、同時期で同様な性格をもった土坑と考えられる。

南拡張区のSK02の西側に検出した溝。長さ一・六メートル、幅約四〇センチの浅い溝である。SK02～SK04とは性格が異なり、方向を重視すれば、SB04に関係するものかも知れない。遺物は発見されなかつた。

SD02

北拡張区においてSB01の付近にある長さ一・八五メートル、幅一〇～四〇センチの不整形な溝状遺構。中から近世陶器（第八図9）が出土した。

SA01

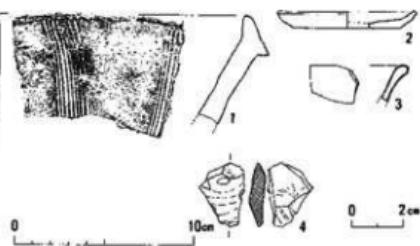
北拡張区に東西に近い方向で検出された、柱穴の径一五～二〇センチの横列状遺構。柱間は約一・八メートルある。時期は不明。

遺物

第8図はI区出土の遺物である。1は玉髓製の人工的な剥片。2は七・九×七・三センチ、厚さ一・六センチの自然石。1と2は古代の層からの出土であるが、それ以前の時代の遺物である。3～7は七～八世紀の土師器と須恵器である。古代の層から出土した。3は「徑二七・五センチの土師器の壺の口縁部、4は小型の無高台の須恵器壺、5～7は須恵器の壺甕類の破片である。8は一四世紀後半～一五世紀頃の中国製の青磁碗片でSB02のP3から出土した。9はSD01出土の唐津皿である。鉄絵が描かれ、胎十日の跡が認められる。一五八〇～一六一〇年代の焼成。10と11は耕作土中の肥前系磁器と染付。12はSK02出土の近世肥前系陶器である。

第9図
II区





II区出土遺物実測図

遺構
遺構

SK01 (第九図)

SK01は長さ四・二四メートル、幅一メートルの一段に掘り込まれた、長楕円形平面プランの土坑である。土坑の北端に寄つて長さ三・一メートル、幅〇・八メートルの範囲が深く掘り込まれている。一段目までの深さは一〇～二〇センチ、最深部は遺構検出面から約四〇センチを測る。これはもとより、一段に掘り込まれたものであったか、北寄りの深い部分が後に掘り込まれたのか、土層の観察だけからでは判断することはできなかった。ただし、後者の場合であってもあまり時間的な差はないものと考えられた。

SK01内の土層は、焼土塊や小さな炭化物混じりで、自然堆積ではなく、一時に充填されたものと観察された。

遺物（第十図）

1と2はSK01からの出土である。1は備前焼の摺鉢で九×五・五センチの破片。口縁部は幅二・五センチあり、下垂しない。器壁は一センチあり、須恵器質に近い焼成である。口縁部は復元すると約一八センチになる。内面には八状の目が、口唇部のところで約四センチ間隔に施されている。内面は全体によく摺り減っており、長期間使用され

トルの任意の調査区を設定したところ、幅約一メートルの南北に長い遺構を検出した。この遺構はさらに南側に延びていることが判明したので、調査区を南側に、幅一・五メートル、長さ三メートル拡張し全容を検出し、これをSK01とした。また、周辺には大小の柱穴状遺構が発見された。そのなかには、SK01と切り合い関係にあるものもあつた。耕作土は一〇～二〇センチあり、これを取り除くと直ぐに地山となり、遺構面となる。

たことを示している。これらの特徴からその年代は十五世紀頃のものと考えられる。2は土師質土器。復元口綠律七・七センチ、器高一センチの浅い皿。底部外面に回転糸切痕が残る。この他にSK0-1からは火を受けて赤変した人頭大前後の割石や自然石が出土している。

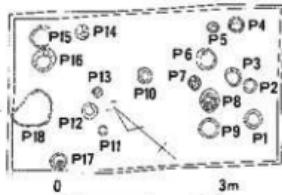
3と4はSK0-1の周辺の耕作土からの出土である。3は一四世紀後半～一五世紀ごろの中国製青磁の皿か碗の破片である。4は黒耀石の剥片。三・五×一・五センチ、厚さ〇・八センチを測る。3はSB0-1に関係した遺物であろう。4はI区にみられた玉髓製の剥片（第八図1）とともに、上久々茂の丘陵上に、縄文時代もしくはそれ以前の遺跡が存在することを示唆するものであろう。

総じて、SB0-1は一五世紀ごろに穿たれた土坑として差し支えないものと考えられる。

III区

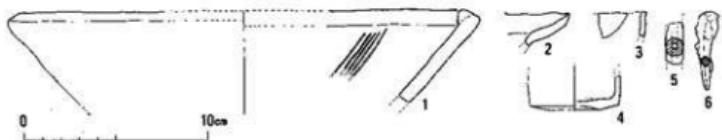
III区は上久々茂の丘陵上のはば中央、「土井殿の墓」の南方約一〇〇メートルの位置に三×五メートルの調査区を設定した。狭い範囲の調査区であつたが合計一八の柱穴や土坑を検出した。

遺構（第十一図）



III区遺構実測図

P1～P17は径一五～四〇センチの柱穴、P18は三六×三〇センチの不整形な深い土坑である。柱穴は密集しており数度にわたり建物が建てられたことを示している。柱穴の中には、陶磁器や割石や自然石が入っているものもあった。P18は深さ一二センチあり、中には炭化物が充填していた。周辺からは鍛冶滓（図版9）が出土しており、柱穴の中には鍛冶に関係する建物があったと考えられる。これらの遺構は、耕作上の直下に検出された。地山は北に向かい緩い傾斜をなしている。



第12図 Ⅲ区出土遺物実測図

遺物（第十二図）

遺物は全て中・近世のものである。1は瓦質の摺鉢。復元した最大径は二五・五センチ、器壁は〇・七センチ。口縁部は内面に向い突帯状に肥厚して「く」の字状を呈す。内面には五条の目が確認できる。いわゆる防長型の摺鉢である。2は唐津の小皿で、口唇部が輪花状となり、一五八〇～一六一〇年代の焼成。P16内からの出土である。3、4は近世陶器。P10内からは肥前以外の近世陶器が出土。5はP15内出土の管状土管。6は長さ四・五センチの鉄釘。断面は方形。その他、耕作土からは、一八〇一九世紀の関西系陶磁器が出土している。

IV 区

IV区はI区とIII区の中間の位置に、長さ南北一八メートル、幅一メートルの調査区とした。遺構は径二〇～三五センチの柱穴を六ヶ所と焼土面一ヶ所を検出した。土層は、厚さ一〇センチの耕作土（a）の下に、茶褐色土（b）、その下に薄くて途中で数度途切れている黒褐色土（c）となつており、この層序はI区に同じであった。また、それぞれの層から出土した遺物の構成も同様であった。遺構を検出した地山までの深さは、北西端で二〇センチに満たず、南西側で七〇センチであった。従って、I区からIII区の方向に向かい地山は傾斜しており、IV区については旧地形が現われたものと考えられる。

遺構

調査区の南西側と北西側の二ヶ所に柱穴群を検出した（第十三図）。南西側の一群は四穴の柱穴からなり、径二〇～三五センチ。これらは古代の層のC層に掘り込まれたものである。時期はI区

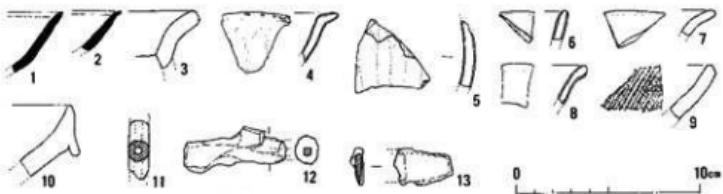
と同様に**り層**の時期である中世から近世にかけてのものである。これに対し、調査区の北東側に検出した径二〇センチの小型の柱穴群は、柱穴の中から、図示はできなかつたが土師器の小片が出土しており、付近に焼土面もみられることから古代の柱穴群と考えられる。柱穴の径は小さいが掘立柱建物跡の一部であろう。

遺物（第十四図）

1～3は**c層**からの出土である。1と2は須恵器壺の口縁部。3は土師器壺の口縁部で内面頸部の下には削りがみられる。4～13は**b層**からの出土である。4～8は一四～一五世紀ごろの中国産の青磁片で、4と5には低い鎌連弁文がある。また、中国産のものとしては一五世紀ごろの白磁の小片もあった。このIV区は一〇ヶ所の調査区の中で最も多くの中国産青磁が出土した。9は瓦質の鍋の破片。10は瓦質の摺鉢の小破片。9・10はいずれも防長地域に分布の中心があるものである。11は径一・二センチの管状土錐。12は現状の長さ五・五センチの鉄釘で先端を欠く。断面は方形。13は刀子の破片で幅一・六センチ。このほか耕作土からは近世～現代の陶磁器が出土した。その中には、一七～一八世紀の肥前有田の白磁や青磁染付等が含まれる。また、鍛冶鉄滓や吹子の羽口片もあり（図版10）、遺物の



第13図 IV区遺構実測図



IV区出土遺物実測図

遺構

上ではIII区との関係の深い調査区であることが推定される。III区とIV区の調査結果から、調査区の間に、丘陵をほぼ西から東に入り込んだ自然地形の狭い谷が存在することが想定される。それは第三図の地形図でも五〇～五五メートルコンターに現われている。

V区

III区とIV区のはば延長線上に、IV区の北西端から約一〇メートルの位置にV区を設定した。I区の東隣にあたる。長さ一四メートル、幅三メートルで、SK0-1付近は東側に○・六メートル拡張した。遺構はSK0-1の他、六ヶ所の柱穴と焼土面を検出した。上層は厚さ二五センチの耕作土の下は黄褐色の地山となる。

SK0-1(第十六図)は径二メートルの不整円形で、遺構検出面からの深さは中央で一〇センチである。中から中国製青磁が出土した(第十五図1)。内部の覆土は耕作土に似ていてこの遺構を直ちに中世のものとするのには若干の躊躇を覚える。柱穴はSK0-1付近に径三〇～三五センチの比較的大きなものを三ヶ所、調査区の南東端より四メートルあたりに径の小さなものの三ヶ所があり、後者の付近には三ヶ所の焼土面が検出された。耕作土の直下は地山となつておらず、時期を推定する遺物はないが、後者はIV区の北西端にみられた柱穴群には地山となつており古代のものと考えておきたい。地山はIV区に向い緩く傾斜している。

遺物

SK-01内から一四世紀後半、一五世紀中ごろの中国製青磁の小破片が出土した（第十五図1）。耕作土からは近世以降の陶磁器が数片出土した。

VI 区

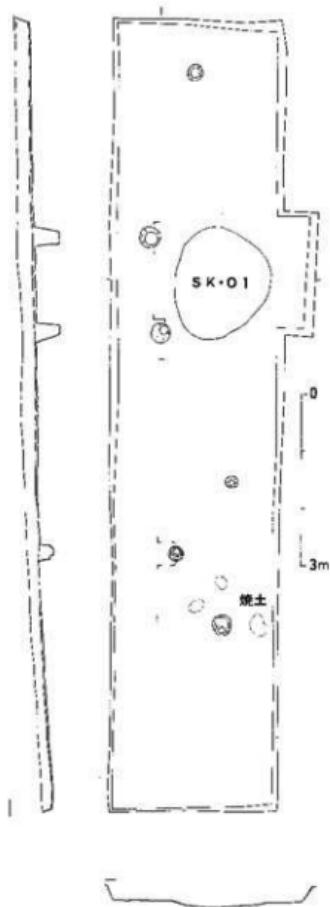
I区の北西側に一段高くなつた平坦面があり、五×五メートルの調査区を設定しVI区とした。厚さ十センチの耕作土の下、約五〇センチまで掘り下げたが、全て一時に埋められた人工的な埋土と考えられる。

遺構

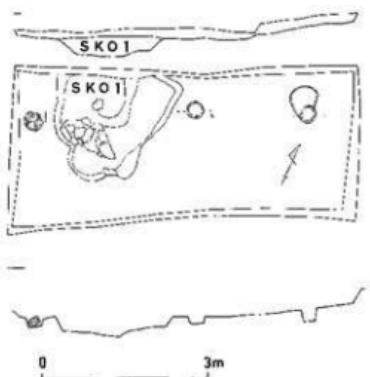
調査区の西側隅に割石による人工的な列石を検出した（第十六図）。性格は不明であるが、遺物からすると、近世の建物に關係するもののように思われる。

遺物（第十八図）

遺物は近世以降の陶磁器と瓦である。2は耕作土からの出土であるが、初期肥前有田の染付で、VI区の遺物の中で

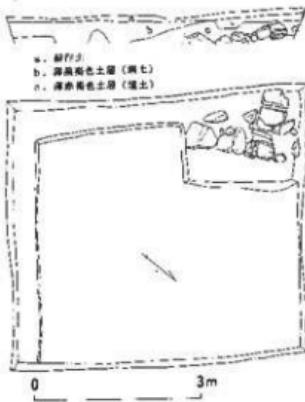


第15図 VI区遺構実測図



第17図 VII区遺構実測図

遺物（第十八図）
6はSKO1内からの出土で、肥前有田以外の染付碗である。
八世紀後半の時期のものである。4は瓦質の摺鉢。5は先端を欠く



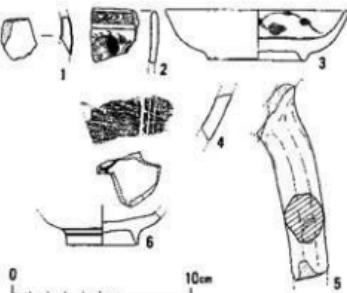
第16図 VI区遺構実測図

VII区は「十井殿の墓」の西側約二〇メートルの位置に東西六メートル、南北二メートルの調査区とした。土層は厚さ二〇センチの耕作土の直下で遺構面に達する。

遺構（第十七図）

SKO1は不整形の土坑で、中からは人頭大の自然石数個と近世磁器片一片が出土した。また、調査区の長軸に沿うて径三〇センチ前後の柱穴が三ヶ所検出された。これらの柱穴は直線上に並ぶので掘立柱建物跡と考えられる。柱穴間は一メートルと三メートルであることから、後世にそうとうの削平を受けたと考えられる。

は最古の時期のものである。耕作土の中からは近世から近代にかけての陶磁器が、その下の遺物包含層からは一七〇一九世紀の陶磁器が瓦片と共に出土した。これらの遺物は、一七〇一八世紀の肥前有田系の陶磁器を主とするが、中には関西系のものも含まれている。



第18図 V～VII区出土遺物実測図

が瓦質の足鍋である。足鍋は山口県地方に分布の中心があり、益田川・高津川流域では、七尾城跡（第一図10）、三宅御土居跡（同13）、六日市町前立山遺跡等に出土例がある。4と5は一五世紀ごろの時期と考えられ、掘立柱建物跡の時期を示すと思われる。

丘陵の東側にある緩斜面にコンターと直行する二二×四・五メートルの調査区を設定しVII区とした。耕作土の下は近世の遺物包含層があり、遺構面に達する。

遺構には、土坑、柱穴、溝などがあつたがいずれも近世のものである。

遺構（第十九図）

SK01

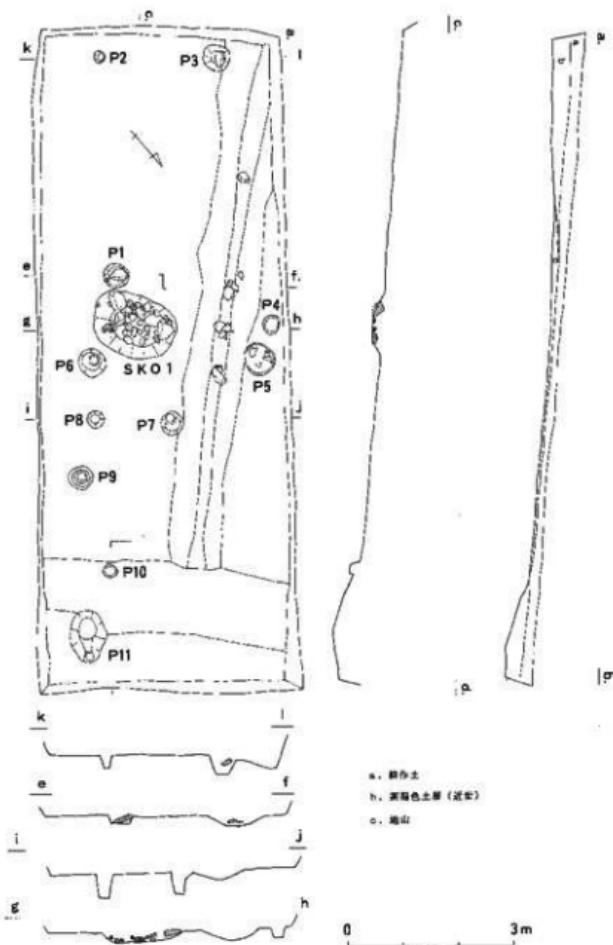
調査区のほぼ中央に検出した一・六×一・一メートルの土坑。遺構検出面からの深さは約二〇センチで、人頭大前後の割石や自然石が若干の近世遺物（第二〇図3、6、7、8）やその他の遺物と共に充填していた。また、鍛冶溝も一個出土した。I区でみられたSK02・SK04等と規模や様相が酷似しており、それらと同様な性格のものと考えられる。

SD01

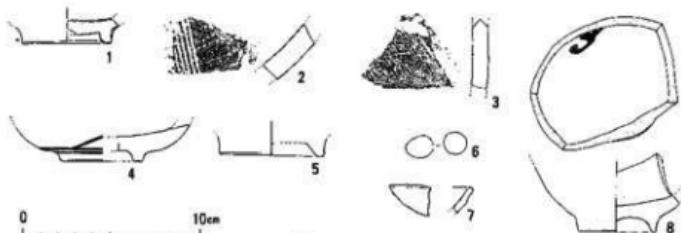
調査区の長軸方向にほぼ沿うた、幅約一メートルの溝状遺構。深さは中ほどで、一〇センチを測る。溝の中には数片の中・近世陶磁器と、SK01でみられたような割石が四ヶ所あった。溝の底は斜面に沿うて西高東低となっていて、自然の地形を利用した居住区に關係した排水溝の可能性があると思われた。

柱穴群

合計十一ヶ所検出した。径二〇～五〇センチで、割石の入っているものもある（P1、P3、P5）。このうちP1からは近世磁器が出土した。これらの柱穴群は近世の掘立柱建物跡の一部と考えられる。



第19図 VII区遺構実測図



第20図 VII区出土遺物実測図

遺物（第二〇図）

1は耕作土出土、一四〇—一五世紀の中国製青磁碗。この他、耕作土から近世以降の陶磁器が出土している。2はSD01出土の備前産の摺鉢。一五〇—一六世紀ごろのもので内面には使用跡がみられる。3は瓦質の陶器で、内面は刷毛目、外側は指頭調整の鍋の破片。4はSD01出土の肥前有田系染付。一七世紀前半—一八世紀後半。5はP1出土の肥前有田系近世青磁。6、7、8はSK01出土。6は一・二×一・六センチの卵形の土製品。7は廣津産の皿の口縁部。8は一六二〇—一六四〇年間に生産された肥前有田系の染付である。

IX 区

VII区の南側約十五メートルの位置に一五×二メートルの調査区をIX区とした。上層は耕作土の下は古代の遺物包含層か、もしくは古代の遺構面に達する。調査区の中ほど、五三メートルのセンターあたりで約一メートル下に人工的に加工された平坦面があり、遺構が集中していた。

SD01 遺構

調査区の中央で地形測量センターにほぼ並行に現われた幅〇・九メートルの溝状遺構。この溝状遺構の北東側の平坦地に検出された柱穴群に関するもので、住居を区画するものと考えられる。

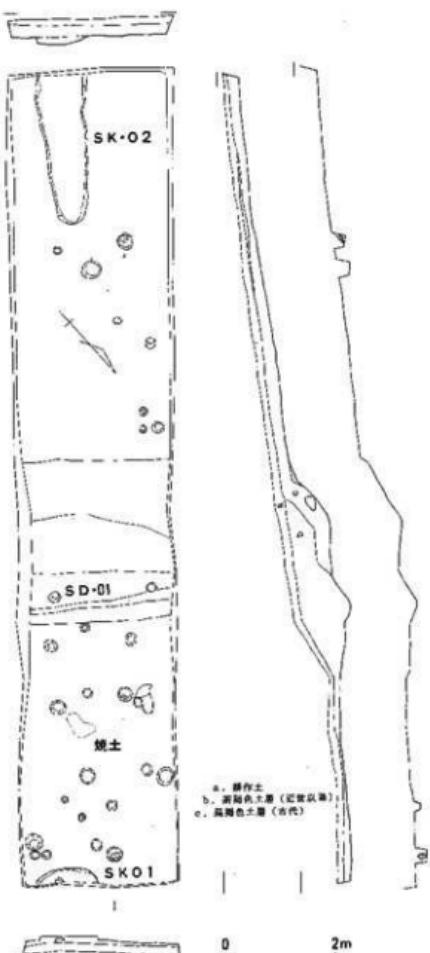
SK01

調査区の北東隅に一部を検出した土坑。土坑付近の柱穴群と共に住居跡の遺構を構成するものと考えられる。土師器の小片が出土する。

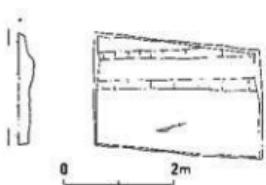
柱穴群

SD01とSK01の間に二〇穴を検出。中央に六〇×一〇センチの焼土面がある。掘立柱建物跡が数棟重複していると思われる。これらの周辺からは、第二〇図で図示した遺物の他にも、須恵器・土師器の小片が若干出土している。

SK02



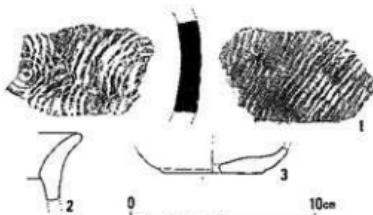
第21図 IX区遺構実測図



第23図 X区遺構実測図

○センチの耕作土の下は地山にあたり、昭和四〇年代に行われた圃場整備前の畦と幅〇・七メートル、深さ一〇センチの水路の遺構があり（第二三図）、耕作土からは、一七世紀後半～八世纪前半ごろの染付、萩系陶器、产地不明陶器等の近世陶磁器（図版十四下）がそれぞれ一片ずつ出土した。

X 区



第22図 IX区出土遺物実測図

調査区の南西隅に、調査区の長軸方向に検出した幅〇・九メートル深さ十センチの浅い土坑。現状で二・七メートルあるが、さらに未調査区に統いていて、土坑とするより溝とすべきかも知れない。

遺物（第二二図）

遺構に關係する遺物は全て古代のものであった。図示したうち1は須恵器の甕または壺片、2は土師器甕片で内面頸部より下方にヘラ削りがみられる。これらは調査区東北隅の柱穴群付近で床に貼り付いた状態で出土した。その他、耕作土から、一三世紀後半ごろの白磁の小片、近世の染付、外面底部に糸切跡を残す上師器坏（3）等中・近世陶磁器が出土している。

四、まとめ

以上、上久々茂土居跡の調査概要を述べた。発掘調査で知り得た知見をまとめるに次のようにある。

①上久々茂丘陵の利用は先史時代に遡る可能性がある。

②検出された遺跡はa、七～八世紀、b、一四～一五世紀、c、一七世紀以降の三時期にピークがあり、その中心となるのはcである。

③a・b・cの各時期の遺構は、それぞれ該当する時期の集落跡の一部と考えられる。

さて、上久々茂土居跡は益田氏が平安末～鎌倉期に最初にその「館」を構えたところであると推定してきた。調査の結果は該当する時期の遺構・遺物は検出することは出来なかつた。このことは丘陵全体を全面的に調査したものではないので調査結果が直ちにこれまでの推定を覆すものではないが、調査の範囲内では該当する時期の「館」の存在した可能性は少ないものと判断される。

ところで、益田氏の出自は藤原氏といわれ、平安時代末に石見國に雜任国司としてくだつて、任期満了後も上府の御神本の地に土着して、御神本氏をなつて石見国に勢力をふるつたとされる。一二世紀末ごろには石見国に押領使となり平家残党を討滅ぼして、その勳功により益田荘を含めた石見国内の各所に広大な所領を得た。そしてその本拠地を国府のある浜田から益田に移し、その後は益田氏と称したといわれる。それは御神本氏四代兼高の時代であったとされている。

その御神本氏の居館跡については、これまで矢富熊一郎氏と廣田八穂氏の研究がある。その中でも、特に最初に館を構えた場所の推定地について両氏の主張するところをみてみよう。

矢富氏の説——久々茂町大谷土居（第一図4）

ア、土井原という小字名がある。

イ、これに統く高山裾に土居屋敷があり、それは一名越中様屋敷と呼ばれている。

ウ、土居屋敷は南北五〇メートル、東西二〇メートルの長方形の地形を石垣で囲んでいる。

エ、その地形は自然の要害となっている。

オ、付近に越中様の墓と称する古墓がある。

カ、土居屋敷の全面の丘陵に兼高が奉斎した御神本神社がある。

廣田氏の説——久々茂町上久々茂土居（第一図1）

ア、土井という小字名がある。

イ、その地形は自然の要害となっている。

ウ、陰陽を結ぶ交通の要所である。

エ、万丈山という見張所が付近にあり、尾根づたいに七尾城に行くことが出来る。

オ、小字名のトウノウ山は「殿の山」が転化したもの。

カ、益田惣領家の墓と考えられる「土井殿の墓」をはじめ古墓が多くある。

西氏の説は若干の違いがあるが、いずれも三宅御土居以前に益田氏の館が益田平野から離れた益田川上流部にあつたとしている点で共通しており、それは廣田氏が述べられているように、「一般に中世における地方豪族の居館地設定については先ず、領内の要害の谷間を選定してそこに居館を建て、次いで谷の入口の要地に居館を移し次第に前進を図った」といういわば中世史の常識に適つたものであった。そして、矢富氏は大谷→三宅へ、廣田氏は上久々茂→大谷→三宅という居館地の変遷を考えられた。特に西氏とも三宅御土居以前の居館の存在に、暦応二年（一二四一）

の「袴田の戦」を傍証としてあげられる。すなわち、当時敵対関係にあった三隅兼連が、稻積城（第一図14）にいた日野邦光へ兵糧を送ろうとしたが、益田氏に察知されて「袴田」で激しい遭遇戦を開戦した。その「袴田」は今日の三宅御土居跡に接してある小字名で、仮に三宅御土居がこの時既に存在していれば三隅軍は「袴田」を通らなかつたはずであるとする。それは逆に三宅御土居の成立が少なくともこの戦闘以降のことであるとの推定をひきだす根拠にもなっている。今日、廣田氏の説は中世史研究において広く支持されてきた。

一方、上久々茂土居の調査と並行して三宅御土居跡の範囲確認調査も益田市教育委員会によって実施された。その三宅御土居跡の調査でも興味深い成果があつた。それは、三宅御土居は少なくとも一二世紀ごろから一六世紀まで継続して存在していた可能性が出てきたことである。三宅御土居跡は発掘調査によつても、ほぼ東西二町、南北一町の平面プランが靴形を呈し、それに幅約九メートルの堀がめぐるらしいことがわかつてきただのである。その大規模な館の様相は中世前期の有力な在地領主の居館の特徴にも符合する。これに上久々茂土居の調査結果を加えて考慮すると、矢富・廣田両氏が唱えられたように、益田氏の居館地は変遷したのではなく、当初から三宅の地にあつたとする考えもできるようになつた。

そこで、三宅御土居跡のある益田平野とその周辺に目を向けると、益田平野には一面に整然とした古代条里制遺構があつたことが知られており、それは明治年間の地籍図や昭和二〇年代の航空写真によつても確認できる。そして、周辺の丘陵には、三角縁神獣鏡を出土した四塚山古墳、径四七メートルで、高さが七メートルもの円墳であるスクモ塚古墳、長さ五〇メートルの前方後円墳で、馬具を出土した小丸山古墳といった古墳時代前期から後期にいたる大型古墳があつて、はやくからこの平野の開発が行われていたことが窺える。また、「三宅」という小字名は大化前代の「屯倉」に関係するもので、その場所が益田平野の入り、つまり条里水田の水口にあたるところに位置することは、これまでこの平野の開発の歴史を知るのに重要な意味を持つているものといえよう。貞応二年（一二二三）の「右見

国惣田数注文』によると益田花の益田本郷は九一町余であったことが知られるが、それは地籍図や航空写真から復元される古代の条里製造構でもほぼそれに近い「坪」数を益田平野の中に確認することが出来る。

すなわち、この平野に残る条里製造構を中世になって新たに開発された結果とする考え方も出来るかも知れないけれども、益田平野が大化前から古代を通してこの地方の豪族の経済的・政治的基盤となっていたことは想像に難くないのであって、益田氏が國府のある浜田から益田に移ったとすれば、右見地方では古くからこの地がそうした灌漑が整った肥沃な可耕地があったからであると思われ、三宅御土居の成立が発掘調査の結果が示すように一二世紀に遡るものであれば、それはこうした歴史的背景をふまえた上に理解しなければならないであろう。

上久々茂土居跡と三宅御土居跡の発掘調査は試掘という極めて限定されたものであったが、これまでの通説に対しで再考を必要とするのをはじめ多くの成果をもたらした。そして現在予定されている『益田家文書』の刊行が実現されれば、中世益田氏の解明にこれらの調査の成果はいっそう活かされることになろう。

参考文献

- 矢富熊一郎『益田町史（上巻）』益田公民館 一九五二
廣田八穂『中世益田氏の遺跡』益田市史談会 一九七九
廣田八穂『日本城郭体系』第一四巻 一九八〇
井上寛司『貞応二年右見国惣田数注文の基礎的検討』『山陰史談』第一八号 一九八二
岩崎仁志『防長地域の足鍋について』『山』考古 第二七号 山口考古学会 一九八八
木原光・曳野律夫・渡辺貞幸『シンボジュム・益田市子小山古墳をめぐって』『島根考古学会誌』島根考古学会
第五集 一九八八

- 村田修二「中世益田氏の居館と七尾城」『月刊歴史手帖』第一七巻一二号 一九八九
山根正明「中世益田の景観について」『月刊歴史手帖』第一七巻一二号 一九八九
『三宅御土店と中世益田氏』三宅御土居跡を守る会 一九八九
- 岩崎仁志「防長型摺鉢について」『山口考古』第一九号 山口考古学会 一九九〇
『中世の益田を歩く』三宅御土居跡を守る会 一九九〇
- 井上寛司「中世益田氏と三宅御土居」『歴史地名通信』 一九九〇
木原光『三宅御土居跡』益田市教育委員会 一九九一

五、付 編

- (1) 上久々茂地区の中世石塔と古墓について
(2) 上久々茂土居の歴史的性質
.....

井今岡
上寛司
.....

39 31

上久々茂土居跡遺跡周辺の石塔等について

今岡 稔

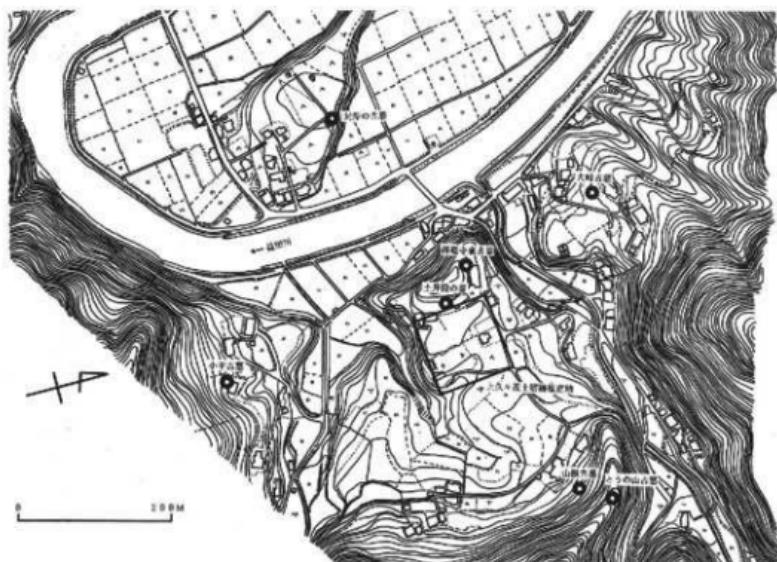
「餓鬼草子」そのままの墓

遺跡周辺の石塔等について順次のべる前に、まず「繪引」（『新版 繪巻物による日本常民生活繪引』第一巻一二七）一二八ページ、平凡社（一九八四年）からコピーした中世の墓の絵と、土井殿の墓・とうの山古墓の図をくらべて見ていただきたい。「餓鬼草子」は平安末期の作とされ、中世の墓を語る際に必ずといってよいほど引用される著名なものである。『餓鬼草子』の絵と上久々茂周辺にある古墓の類似点について、あれこれ論ずるまでもなく、土井殿の墓・とうの山古墓は中世の墓がそのまま残ったものである可能性が強い。

最近の水藤真氏の研究（水藤 真「中世の葬送・墓制－石塔を造立すること－」吉川弘文館 一九九一年）によれば、これらの墓は相当富裕な人々のものと考えるのが妥当なようである。

早々の結論となるが、「餓鬼草子」そっくりの古墓が残っていたこと、それが一般の人々より上層の人達の墓と考えられることがから、ここに益田氏に関係する館跡を推定した広田八穂氏の見解（広田八穂『中世益田氏の遺跡』一九七九年自費出版）はさらに補強されたと見える。

さらにこの「餓鬼草子」そっくりの古墓について付言したい。筆者算聞のため今のところこのような「そっくり古墓」の例を知らないけれど、ここまで「餓鬼草子」の絵と上久々茂に残る古墓が類似していることは、「餓鬼草子」の絵が写実的なものであることを証明している。それはさらに、このような墓が相当に広い地域でかなりの期間にわたって造営さ



第24図 上久々茂土居跡遺跡周辺の石塔

遺跡周辺の石塔等

我々は今までこのような古墓に注目する機会が少なかったために、土井殿の墓・とうの山古墓のような類例を知らないのだけれど、今後注意していくば、この種の古墓の例は増加することが期待される。

居館跡推定地の周辺に石塔等が散在している。大峰（おおたお）古墓、小平（こびら）古墓、山根古墓、とうの山古墓、得毫寺古墓、土井殿の墓、益田川対岸の古墓である。

対岸の古墓と土井殿の墓の上にある五輪塔について
は、付近から移動させたものであるという話が発掘調査中にあったそうだ。石塔は、もともと石工が工房で造ったものを墓地などに据え置いたものだから、古墳のように原位置を絶対に移動していないものとして論を立てるることはむずかしい。

しかし、広田八穂氏や「三宅御土居跡を守る会」が居館跡を推定した地域にこれだけ石塔が集中するのは無視できない。石塔によって居館跡のおよその位置が推定されるだけでなく、今後の研究の進展によつては、石塔を造立することの持つ意味も、より深く解明されるかもしれない。

なお、最近の地名の調査によれば、従来の居館跡推定地の西寄りに「土井」の字名のまとまつた区域が発見されたとのことであるが、詳細は調査者の報告を待ちたい。

石塔各説

(1) 大 蛭 古 墓

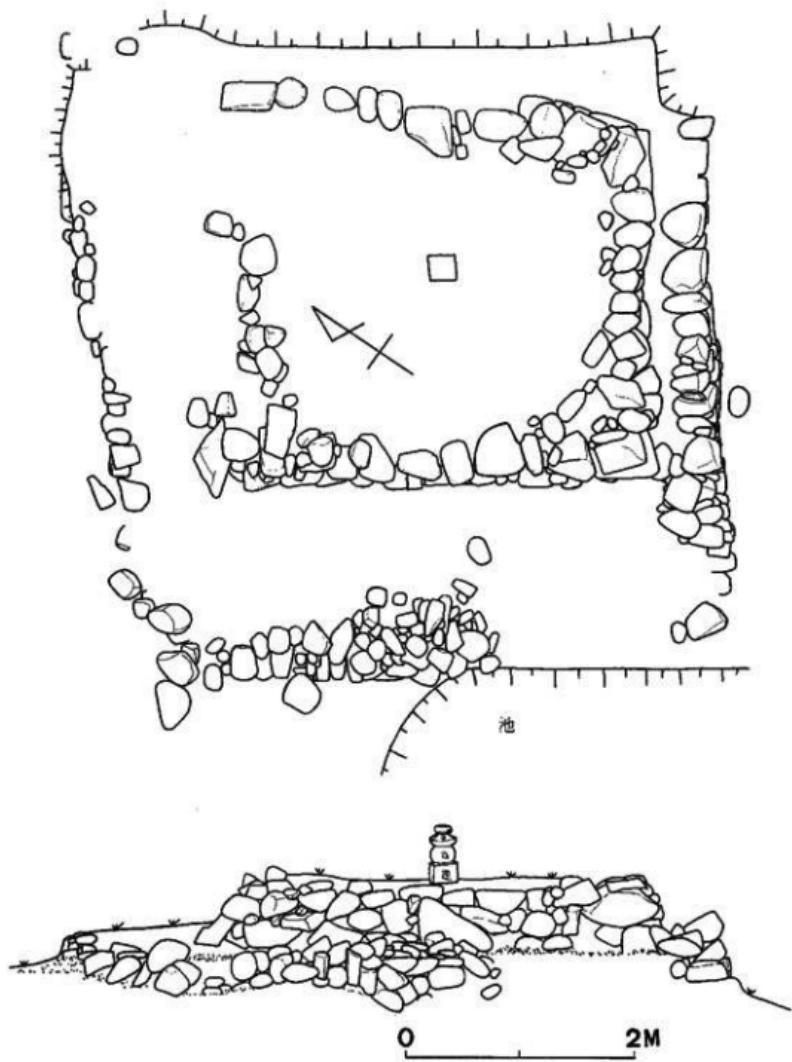
丘陵斜面の畠の中に集積してある石の上に宝篋印塔相輪の頭部が載つてゐる。「石西の歴史と考古を語る会」は一九九〇年二月二十四日に、この付近で中国製青磁の破片4個を採集してゐる。広島県立美術館の村上勇氏によれば十四世紀のものだとのことである。

(2) 小 平 古 墓

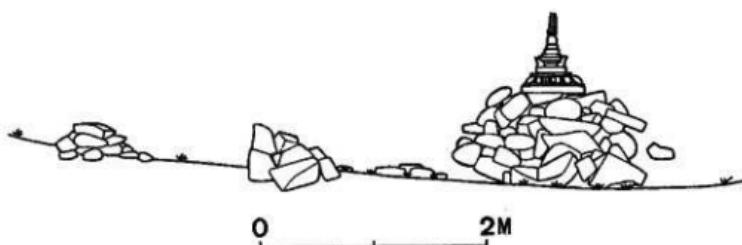
居館跡の推定されている丘陵の谷をへだてた南側の山斜面に宝篋印塔相輪部がある。山の大きな自然石の露出部に石垣が続く部分にある。段々畠の片隅に置かれたという現状であるが、この自然石の露出部に石垣の続く部分は、あるいは基壇状の施設の名残の可能性もあるかと見ている。

(3) 山 根 古 墓

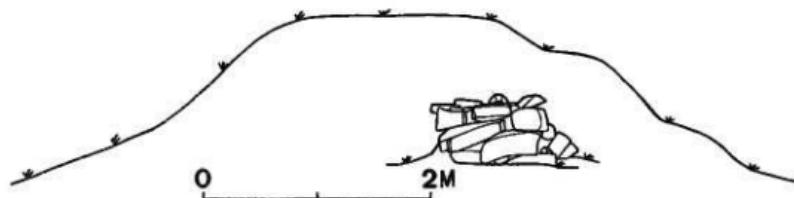
塔身・基礎部と相輪頭部を欠く宝篋印塔を中心に、周囲に石の集積が何個所かある。宝篋印塔も、この石の集積の上に



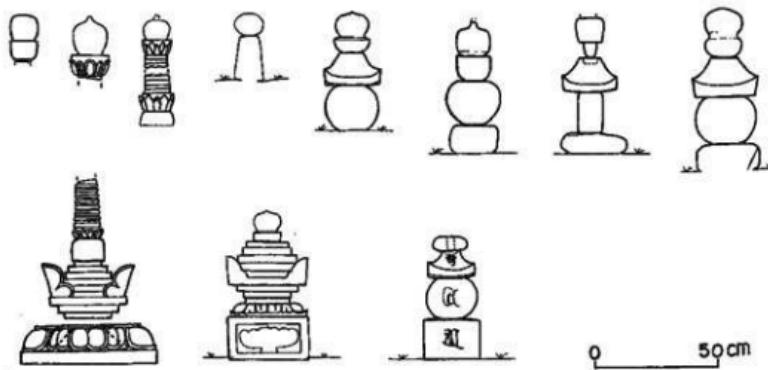
第25図 土井殿の墓実測図



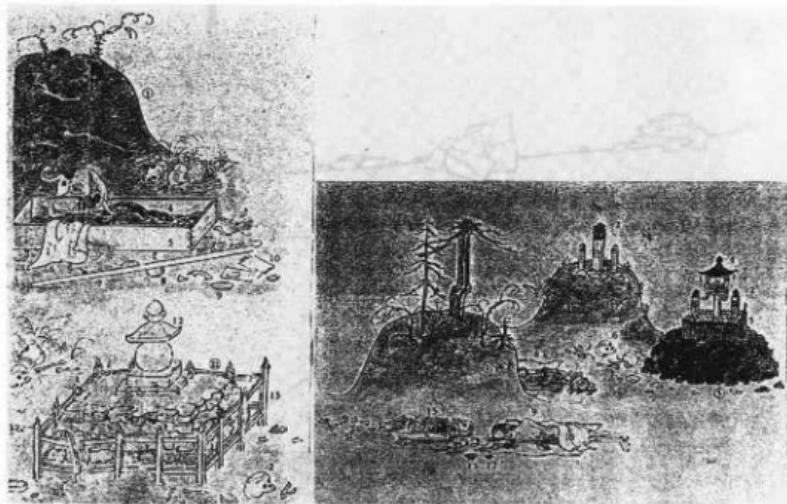
第26図 山根古墓略測図



第27図 とうの山古墓略測図



第28図 益田川対岸の古墓略測図



第29図 「絵引」「墓」から

（4）得毫寺古墓
（5）得毫寺古墓

得毫寺の庫裡の後の墓地にある宝篋印塔である。塔身と相
いすれ、この種の塚の例が増加し、発掘なども行われば、
だんだんに、この辺りの疑問は明らかにされるだろう。
塚の頂部に、宝篋印塔相輪頭部が転がっている。

載っている。図より右側の草の中にも何個か石の集積があるようだ。積石塚とか表現できるものではなくて、もっと小さなものである。

この石の集積が墓だとすれば、この種の墓は各地の墓地で見掛ける。ただ、どの位の時期まで遡るのか筆者は解答を知らずにいる。

（4）とうの山古墓

「島根県遺跡地図Ⅱ石見編」（一九八八年）に積石塚と報告されている。現在は一見すると石と土を積み上げたように見えるが、元々は石だけを積んだ塚であるかもしれない。先に紹介した「餓鬼草子」には、土を盛り上げた塚の一部に石が覗いているものが描かれているが、石だけを積み上げたと見える表現はない。この塚の南側1メートルに石積みの塚のようなものがある。意味は不明である。

（5）とうの山古墓

この石の集積が墓だとすれば、この種の墓は各地の墓地で見掛ける。ただ、どの位の時期まで遡るのか筆者は解答を知らずにいる。

輪部を欠く。

(6) 土井殿の墓

二段の石積基壇の上に小さな五輪塔が置いてある。五輪塔は空風輪を欠く。石積基壇にそっくりの墓が『餓鬼草子』に描かれていることは、先に指摘したとおりである。

(7) 益田川対岸の古墓

細長い丘陵が一番くびれた部分の近くにある墓地の中にまとめられている。確實に宝篋印塔の一部と思われるものはない。五輪塔だけであろうか。土井殿の墓の五輪塔よりは新しい時期のものと思われる。ただし、十七世紀にかかるものは無いだろうと思っている。

ま　と　め

(1) 石塔の時期

確かな編年案を持たないので自信はないが、十四世紀から十六世紀のものと考えている。土井殿の墓の五輪塔は十四世紀にかかるものではあるまい。得毫寺の宝篋印塔もこれに近い時期と思う。小平古墓、山根古墓、とうの山古墓、対岸の古墓にそれぞれ前後関係はあるが、いずれも十七世紀にはならないものと思う。

(2) 「餓鬼草子」との類似

『餓鬼草子』に描かれた墓を髣髴させるものが、2例も発見されたことは驚異である。今後類例は増加するだろうといふ見当をつけてはいるが、現在のところ希有の貴重な資料である。

(3) 居館との関係

石塔等の古墓の分布、これらの古墓が相当富裕な人々の造立にかかるものと考えられることから、この地に益田氏関係居館跡を推定することは動かない。十四世紀の中国製青磁の表面採集も、この推定を補強するものである。

なお、二度にわたる発掘調査の成果の一部を聞き、現在は益田市三宅御土居跡のような土塁と堀をめぐらす居館跡とは違う形態の館跡を想定している。他地域ではこのような居館跡の解明も進んでいるようである。

上久々茂土居の歴史性格

井 上 寛 司

一、はじめに

益田市久々茂町に位置する上久々茂土居跡は、一九七九年に出版された『中世益田氏の遺跡』において、広田八穂氏が中世益田氏の最初に構えた居館跡と指摘したことにより、いちやく注目を集めることとなった。それまで、益田氏は鎌倉初期に石見国府（浜田市上府地域）から大谷土居に移り、そしてそこから南北朝期に三宅御土居に移ったと理解されていた。これに対し広田氏は、益田氏惣領家が石見国府から最初に移ってきたのは上久々茂土居であり、惣領家はここで断絶し、代わって惣領家を継いだ益田兼見がまず大谷土居に住み、間もなく三宅御土居を築いてここに移ったと主張した。広田氏は、単に国府→大谷土居→三宅御土居という居館の歴史的変遷に新しく上久々茂土居を加えただけではなく、益田氏惣領家の兼世系統から兼見系統への転換という問題をこれと絡めることによって、これら上久々茂・大谷・三宅の各土居の持つ性格とその相互関係を歴史的に解明していく道を切り開いたのである。

広田氏が、上久々茂土居こそ益田氏が最初に構えた館だと推定した根拠は、主として次の五つの点にある。

- ①永和二（一三七六）年の石見益田本郷御年貢井田数目録帳^②によると、ここにみえる地名四ヶ所（益田惣領家の直轄領と推定される）のうち、益田市から美都町にかけてのはば中心部に上久々茂土居が位置している。
- ②益田本郷内には、益田氏が初期の居館を構えるのにふさわしい、次のようなすぐれた地理的条件を備えたところは、この地に指して他に見出しえない。

イ、この館は、東西三〇〇メートル・南北一〇〇メートルの広さを持つ丘陵地の先端部に位置し、西および北・南

はそれぞれ崖および益田川・小溝などによつて防衛され、また館の前面に益田川がU字形に流れて土居丘陵の外縫の機能を果たして、初期益田氏の館たるまことにふさわしい要害地としての景観を備えている。

口、この館は、益田・馬谷・美都・匹見・広島などへそれぞれ通ずる交通上の要地に位置している。

③館跡には、現在も「お壇所」「土井殿墓」と呼ばれる、一壇の石積みからなる墓地があり、そこには中世の前期の五輪塔が残されていて、益田氏の初期の墓と考えてまず誤りないと推定される。

④これまでのところ、益田兼高以下益田に本拠を移した初期益田惣領家歴代の墓は確認されていない。このことを念頭において考えるとき、さきの「お壇所」の五輪塔を始め、この上久々茂土居跡及びその周辺に、あわせて七基の五輪塔や宝篋印塔の存在するのが注目される。つまり、これらの墓をそれに充てて考えることは十分に可能だと判断される。

⑤益田諸系図および益田家文書等から考へると、兼栄・兼高以来の益田氏惣領家が鎌倉末・南北朝初期に滅亡し、代わって山道庶子家（益田兼見など）が惣領家を継いだことは疑いなく、そうであれば三宅御土居に移る前の兼見が、惣領家と同じ館に住んだと考えることはできず、この点から上久々茂土居は益田氏惣領家の館で、兼見は大谷土居から三宅御土居に移ったと考えなければならない。

ここに示された広田氏の見解は、上久々茂土居が益田氏最初の館であることを証明する決め手となる資料を欠いている点で、大きな弱点を持つといふものの、全体としてはたいへん説得力に富み、こうして昨年度と今年度の一回にわたる学術調査となつたのであった。しかし、この学術調査の結果、広田説には重大な修正を加える必要のあることが明らかとなつた。それは、出土遺物などから判断して、この館が一四世紀後半の南北朝期を過るものではないこと、一方三宅御土居が一二・一三世紀に遡ることがほぼ明らかとなり、上久々茂土居→大谷土居→三宅御土居という考え方そのものを改め、上久々茂土居はむしろ三宅御土居の存在を前提として成立したと考へなければならないことが明らかになつたからである。

これを、さきの広田説の推定の根拠と関わらせていえば、このうちの③と④・⑤の一部で広田説の修正が必要になったということである。しかし、これ以外の部分において、広田説はなお大きな生命力をもっており（①の点など部分的に検討をする問題も含まれているが）、これをどう整合的に理解するのかが改めて問われている。

そこで、以下本稿では、広田説の持つ積極的な論点を踏まえながら、新しい発掘調査の成果をこれをどうつなげ、それによってどういう新しい歴史像を描くことが可能なのかを、主として文献史料に振りながら若干考えてみることとした。

二、文献史料からみた「久々毛」

文献史料にもとづいて上久々茂土居の歴史的性格を論することは、現状ではきわめて大きな困難ともなっている。上久々茂土居はもちろんのこと、久々茂地域に関する史料そのものがほとんど皆無に等しい状況だからである。ここでは、明治初期の地籍図に見える「土井」の地名分布と、益田家文書の中の「久々毛」などを手がかりにしながら、少し考えてみることとした。

本節では、まず益田家文書などによって中世の久々茂地域の様相について考える。

現在の益田市東部から美濃郡美都町西部にかけての地域は、中世には益田荘の中の益田本郷と呼ばれ、益田氏が平安末・鎌倉期以来、永く「本領」として知行したところである。平安末・鎌倉初期の石見国内の全ての所領を書き上げた史料として知られる貞応二年（一一三三）の「石見国惣田敷洋文写³」によると、益田荘とその内部の小単位所領は次のように記されている。

ますたのしやう 百四十八丁八反小之内

ほんかう 九十一丁七反六十ト

なつた

いのむら

八丁一反

やとミ

十六丁五反

おとよし

九丁

このうち、「なつた（納田）」は現在の益田市木部から那賀郡三隅町の地域、「いのむら（井野村）」は浜田市西部・三隅町東部地域、「やとミ（弥富）」は益田市遠田町地域、「おとよし（乙吉）」は同乙吉町地域をそれぞれ指し、これらによつて見ると、成立期の益田莊は益田市から那賀郡美都町・三隅町さらには浜田市の一部にまで及ぶ広大な領域を占めていたことが知られる。しかし鎌倉初期には、この内の井野村と納田郷・弥富名の一部が三隅氏・永安氏の所領とされ、また乙吉保（村）も乙吉氏の所領として益田氏の知行から離れ、益田本郷と納田郷・弥富名の一部だけが益田氏の所領とされた。久々茂はこの益田本郷の中に含まれていた。

この久々茂地域の様相がある程度の具体性を持つてわかるのは南北朝期のこと。永和二年四月二二日付の益田本郷年貢并田數目録帳（以下「田數目録帳」という）と、ほぼ同じころに作成されたと推定される年未詳の益田下本郷波田原田数注文（以下「田數注文」という）においてである。

これらの帳簿は、庶子仙道家から入つて益田氏の惣領権を継いだ益田兼見が、強力な地域文配体制を構築すべく益田本郷の再編成を行つた、その結果を書き上げたものと考えられ、前者の田數目録には、益田本郷を構成する合計一五四の名田の木田・公田・新田・久々田などの田数と年貢額などが、それぞれ詳細に記されている。これに対し、後者の田數注文では、益田本郷を波田原・徳原・志日庭（染羽）・奥十二畠の四つの地域に区分し、さきの田數目録に記された各名田を「本百姓」と「もうと（間人）」とに区別して、各名田との総田数を書き上げている。

そこで、まず田數目録の中に記載された久々茂地域関係の記事（頭部に記した番号は筆者の注記したもの）と、これに對応する田數注文の記載（→印で示す）を、田數目録の記載順（a・b・c…）にすべて抜き出してみると、次の通りと

なる。

a 清大夫入道名波田原人馬允

出田大三十步

新田半

正作三段

公田老丁毫段四十分

分加徵米四斗四升 ■四合五升

旱始

以上、田老丁五段小十步

定分米四石八斗二升四合五升

佃大豆

九升

押入綿

三十五枚

懸孝

十三兩

平畠毫段三百分

分地子武斗二升八合

弓錢百文

特錢三百文

→ (波田原・本百姓) 馬允名

已上田一町五反小十步

b 久々毛名

本田四段小内

三段小

分米毫石五斗三升三合三夕三才
塔頭御寄進

壱段

曾阿給之

↓(しめは・問人)くもん

已上田四反小

C 清大夫人道久々毛石馬丸

新々田三段半五十七分 分米七斗二升七合七夕五才

平畠半 分地子六升五合

弓錢百文

狩錢三百文

↓(奥十一はた) むまのしやう名 已上田三反半五十五分

d 与二名久々毛

出田壱段小三十步 分米五斗六升七合

本新田四段半廿步 分米壺石三斗六升六合四夕

新々田九段大四十六分 分米壺石九斗五升七合

御止作三段 分米三石九斗

公田壱丁壱段四十分 分米加微四斗四斗四合五夕

早始 白米三升

以上、出武町九段三百九
十六分 (花押)

定分米八石武斗六升
五合八夕八才 (花押)

四合八夕
五合壱夕八才

佃大豆

九升

押入綿

三十五枚

懸亭

十三両

花亭

一束

平島五段半

分地子七斗一升五合

弓錢百文

狩銭三百文

→ (しめは・本百姓) せい二名

巳上田二町五反三百十六步

e 久々毛孫七分新田町人道分
新谷屋内領合

本新田武段

分米六斗

新々田壱丁壱段八十六分 分米武石武斗四升七合四夕三才

以上、田壱町三段八十六步

定分米武石八斗四升七合四夕三才

平島八段大四十步 分地子壱石一斗四升八夕三才

↓ (夷十二はた) あさおふん

巳上田一町三反八十六步

f 久々毛孫六分西向三段次郎

本田三段

分米壹石三斗二升

本新田五段大

分米壹石七斗

新々田武町三段卅三步 分地子四石六斗一升八合一夕五才

以上、田參町壱段大三十三步

定分米七石六斗三升八合一匁五才

平島八段百歩

分地子壱石七斗五升五匁五才

→ (奥十二はた) くくもふん

已上田二町一反大三十一歩

久々毛女子^{久々女}幸代女

新田小

分米毫斗

平島式段

分地子式斗六升

トウ (奥十二はた) 同 (くくも) みつふねかさこ 一反

ところで、この一連の文書は、南北朝期における益田荘の在地構造がわかる希有の史料として、従来から大きな注目を集め、これまで小林宏・国守進・福田栄次郎氏などによって一定の分析が進められてきた。しかし、これら諸先学の研究も、全体としては未だ緒についたばかりというのが現状であって、史料の歴史的性格やその記載内容そのものをどう理解するのかを含め、その全面的な検討は、なお今後の課題として残されている。ここでは、この点に立ち入って論ずる余裕もないため、以下の考察に必要な限りにおいて、いくつかの点を簡略的・概観的に述べ、その詳細な検討は別途機会を改めて行うこととしたい。

この史料の記載内容を理解する上で、さしあたり留意しておく必要があるのは次の点であろう。

1、出目録は、益田家の家臣雅楽助宣武と主計兼牛(不在)の一名が責任者となって作成したもので、本帳と「御勘分」の二冊からなる。このうち前者には九〇名八〇町八反一六〇歩、後者には六四名五一町四反二九四歩が記載されている。その区別がどこにあるのか明確ではないが、両者は口付・記載様式とも全く同じで、地域的な区分も認められないから、両者を併せて一冊と理解してよいと考えられる。

2、出目録は、日付と作成者の署名を欠いており、作成年代・作成者とも不明。しかし、その記載内容は、若干の変

動を含みながらも（例えば、前掲史料のa・d清大夫入道名が馬允名として見えるなど）、ほぼ完全に田数目録と対照することが可能、かつほぼ一致していることから、田数目録の作成後、間もなく作成されたと推定され、両史料を同時代のものとして扱うことが可能である。また、以上のことから、この史料に「益田下本郷波田原田数注文」の名が付されてはいるが、記載内容からすると、正しくは「益田下本郷波田原田数注文」もしくは「益田（上下）本郷田数注文」と呼ぶべきことが知られる。

- 3、田数目録帳に見える各名田の「領家方」・「地頭方」の区別は、本来は益田庄の莊園領主（円満院宮）と地頭益田氏との区分に対応すると考えられるが、この段階ではすでに莊園領主の支配権は有名無実化し、すべて益田氏の支配下にあって、在地支配の上でとくに区別があつたとは考えられない（両者の区分の具体的な基準は不明）。両者の最も大きな違いは、「領家方」にのみ「公田」が付されている（地頭方でこれを対応するのは「本田」、年貢はともに反別四斗）ところにあり、これは室町幕府の成立にともなう公田支配体制の強化、及び正平一四年（一二五九）五月一日の足利直冬からの守護使不入権の承認を受け、幕府・守護権力の益田本郷内への干渉をこの「領家方」のみに止め、逆にこれをテコとして益田氏による益田本郷支配を強化しようとした（益田本郷内への守護使不入権は、康暦二年八月三日〇五年一四日の石見國守護大内義弘安堵状⁽¹⁾によって、最終的に承認された）ことの現れと推定される。
- 4、田数目録帳の名田の保有者に設けられた「…名」と「…分」との区別については、田数注文の本百姓がすべて「…名」と記され、逆に「…分」の農民がすべて間人に属し、かつ零細なものが多いことから判断して、本来益田本郷はすべて「…名」によって構成されていたのが、下層農民の成長とともに変動が生じ、没落したかっての名主や、新しく成長してきた下層農民が新たに「…分」として掌握されたことによるもので、この段階では両者の間に取り立てて区別はなくなってきたと考えられる。本百姓・間人の区別は、こうした状況の変化を踏まえながら、益田氏が改めて名田の再編成を通じて、一円的な領域支配を構築しようと努めたことを意味するものと考えることができる。

5、各名田の耕地は、少なくともこの当時については、一定の地域的なまとまりを持っていた（各名田の所在地記載はこのことを示す）ようであるが、しかし本来はいくつかの場所に何筆かごと集まり、それら全体が一つの名田を構成していたのではないかと考えられる。前掲史料のaとdの二ヵ所に見える「清大夫入道名」などは、こうした過程を経て、もとの名田が二つに分割された結果を示すものと考えることができる。

6、各名田は、公田・本田・出田・御正作（佃）・新田（本新田）・新々田などの多様な地目からなる。このうち、公田・本田は、本来の莊園の耕地（斗代反別四斗）、山田は「勘出田」のこと、その後の検注で新たに検出された耕地（斗代は本田と同じ）を指す。御正作（佃）は莊園領主の直営田で、もとは各名田に一反ずつ割り当てるのが原則であったと考えられるが、在地構造の変化と、益田氏による一円的な領域支配体制の成立（本百姓・間人名体制はその具体化の一歩）とともに、ここに示されるような多様な形態が生まれたものと推定される。以上に述べた地目の耕地は、いずれも古代末・中世成立期には成立していたと考えられることに対し、新田（本新田）はその後一二世紀初めごろ（貞応二年の太田文作成時）までに、新々田はさらにその後一四世紀中ごろ（田数目録作成時）までに新しく開発された耕地を指すと考えられる。新田の斗代が反別三斗、新々田の斗代が反別二斗といずれも本田・公田より低いのはこのことによるものである。

7、農民に賦課された年貢以外の雜公事は、本百姓のみに賦課されるもの（早初・佃大豆・懸守・仕丁水・塙曾代・蕎麦・鮎白干など）と、間人のみ賦課されるもの（水衆用途・甘錢・引手物錢・散仕分など）との区別があり、この外に本百姓と間人の一部に賦課されるもの（弓錢・狩錢・花亭など）もあった。本百姓と間人との区別は、先述した保有耕地の地目とともに、こうした負担内容の違いによって表示されていたものと考えられるが、その具体的な区分の内容については今後の検討を必要としている。

8、田数注文には、先述したように四つの地域区分がみられるが、その各々の名田の所在地の記載などから、それらの

領域をほぼ推定することができる。波田原（小野・木崎・高崎・平田・片山・小橋・波田原・大中州・小中州など）は旧吉田村から下本郷・中須・中嶋・久城にかけての地域。徳原（井本・古川・大竹・土井・針袋・堀池・徳原など）は旧七尾城下町から得原にかけての地域。志日庭（乙吉・奥・志日庭・染羽▽・田倉・大谷・久々茂・野坂・横野・大山など）は乙吉から大谷・久々茂にかけての地域。そして奥十二島（土田・金山・唐河・浦大谷・一瀬・瀧谷・柚木谷・篠田・篠ヶ谷・堀山・乙子・澄河・伏谷・朝倉・大屋形・馬谷・中谷・朝尾・久々茂・堂境内など）は海岸部の西平・土田・金山地域と山間部の乙子から久々茂・仙道・波田・澄川にかけての地域である。

9、先述のように、田数注文は波田原以下四つの地域区分にしたがって、それぞれ本百姓・間人の区別を設けているが、厳密にいうと、その区分は波田原・徳原・志日庭の三地区に限られ、奥十二島地区にはその区分がみられない。これは、益田本郷の中の益田平野部（上記三地区）に対する支配をとくに強化しようとしたことの現れと考えられ、その点からいえば、益田本郷はこの時点で本百姓・間人名体制をとる「狭義の益田本郷（益田平野部の上記三地区）」とそれ以外（奥十二島地区）とに区分され、さらに前者が「益田下本郷（波田原）地区」と「益田上本郷（徳原・志日庭地区）」とに区分されたことを意味すると推定することができる。

さて、ここでいま一度さきの久々茂関係史料を見てみると、さしあたり次の点が注目される。

- 1、久々茂地域には、清大夫入道名をはじめとする合計六つの名田が存在している。
- 2、しかし、このうち久々茂名・与三名の二名は志日庭地区、残りの四名は奥十二島地区に属していて、その内部はさらに二つの地域（上久々茂・下久々茂の区分に対応するものであろう）に区分されていたことがわかる。
- 3、上久々茂地域の四名のうち、cは本来は波田原に拠点をおく a の一部、同様に残りの e・f・g の三名は、名称の同一性から、本来は b の一部だったのではないかと推定される。とくに b と f が、田数注文においてともに「くくもふん」として捉えられているのは、このことを裏づけるものと考えることができよう。

4、これら上久々茂地域の四名田の地目構成を見てみると、本田・公田・出田が存在するのはすただ一つで、他はすべて新田・新々田から成り立っている。

これらの点を、先述のことと重ね合わせてみると、次のような推測を導き出すことができるであろう。
一、中世成立期（平安末・鎌倉初期）の久々茂地域では、下久々茂に「」名が存在するだけで、上久々茂地域に関しては野坂に拠点を置く下層農民（後の久々毛名）が耕地の一部を保有するに過ぎない（bとeの「本田」部分）という状況であった。

二、上久々茂地域の本格的な開発は、鎌倉期に入つてから進められ、一二三世紀初頭ごろまでに、新たにe・f・gの「新田（本新田）」部分が開発された。

三、上久々茂地域の耕地は、鎌倉末・南北朝期に飛躍的な拡大を見た。e・fの大規模な「新々田」はこの時期の開発の成果を示すものであり、波田原に拠点を置くcが、新たに上久々茂地域に耕地を獲得し、進出してきたのもこの時期のことである。おそらく、bとe・f・gは本来は一つのまとまりを持っていたのが、飛躍的な開発の前進とともになって、新しく四つに分割されることとなつたのである。

四、これら鎌倉・南北朝期の上久々茂地域の開発の担い手となつた孫七・弥六・亀千代女らは、おそらくかつてはdと三名の名主の下に隸属していた下層農民と推定され、新たな耕地の開発を通じて成長し、独立してきしたものと考えられる。

五、南北朝期以後の史料に現れる「久々茂村」というのも、こうした歴史的到達点の上に、上下兩久々茂地域を含む形で、新しくこの時期に成立してきたものと考えてよいであろう。

六、以上の推定にもし誤りがなければ、広田氏が推定した益田氏の初期の館がこの地域に設けられたとする考えは、文献の上からも疑問としなければならず、居館の成立は久々茂地域の開発が進んだ南北朝期以後のことと考えなければならない。

ならない、ということになろう。

三、地籍図から見た「土井」

現在、益田市内に、一筆ごとの小地名の記載を持つ地籍図は、益田市役所所蔵の三枚除いてすべて廃棄されてしまい、残存しないが、さいわい広島大学附属図書館に広島国税局の寄贈になる「中國五県土地・租税資料文庫」が所蔵され、その中に益田市内全域の地籍図が残されている。この図面の作成年代は明確ではないが、明治初年の地租改正の際に作られたものであることは間違いない。第三〇図は、この内の久々茂村の「土井」周辺部を抽出したものである。

これを現地に当てはめてみると、東西約一五〇メートル、南北約一〇〇メートルを測る「土井」は、丘陵の先端部に、山を背にして南向きに集中して存在したことが知られる。図上に記した四つの井戸は、現在もその痕跡をとどめており、かつてこの地域が一つのまとまりを持つ「屋敷地」として機能したこととうかがわせるものである。

ところで、この「土井（土居）」の地名に関しては、一般に屋敷の廻りに巡らした上草、転じて上草の屋敷のことと考えられているが、しかしこの地名は広く各地で検出されるところであって、そのすべてが同様の意味であったかどうかは、なお慎重な検討を必要としている。この言葉が土手や堤、あるいはこれらに囲まれた地域を指すこともあり、また同じ「屋敷」といっても、その具体的な内容はきわめて多様であったと考えられるからである。ここでは、他と異なる大きな特徴を持つと考えられる益田市内（かつての益田本郷のうち）の場合について、簡単にながらしておくこととしよう。

地籍図によつてみると、益田市内には、先述した久々茂町以外にも三宅町・乙吉町・東町・土井町及び大谷町の五地域において、合計六カ所の「土井」地名の集中するところを摘出することができる。⁽¹⁾ 第三一図～第三五図に示した斜線部分（格子状部分は地籍図上の宅地を示す、以下同じ）がこれにあたる。

第三二図は三宅町三宅御土居跡の部分を指し、東西の両土堀を含むその全体が「ヲドイ」の地名を持っている。ここは

他と異なり、土居の前に「御」の字が付されていて、特別な意味をもつ施設であったことが示唆されている。東西約一八〇メートル、南北約九〇メートルを測る。これが堀の内側の居館部分にあたることは、今回の発掘調査によつて明らかとなつたところであり、地籍図の記載がきわめて忠実に遺跡を指示しているものとして注目されるところである。

第三二図は乙吉町にある「土井」（以下、仮に「乙吉土居」と呼ぶ）で、現在も中世の船着場跡の痕跡を止める石垣の南側に隣接する平地に位置している。東北側には今市の東上市・東中市・東下市・西上市・西中市・西下市の地名も残され、東・西の最大幅それぞれ五〇メートルを測る区画からなつてゐる。

第三三図は現在の益田市東町旭ヶ丘団地の東方、かつての上本郷村谷上にあるもの（以下、仮に「谷上土居」と称す）で、山裾の末端部、北仙道への道と山陰道が交わる地点に位置している。東西約二〇〇メートル、南北約四〇〇メートルに及ぶ広大な地域を占め、「土井」内部に合計一〇個の池を抱えている。

第三四図は現在の益田市土井町にあるもので、北と南の二箇所に「土井」地名の集中するところが認められる。北側は、県立益田高校の西、土井町の北端に位置し、東西約二〇〇メートル・南北約一五〇メートルを測る（以下、仮に「徳原土居」と称す）。この土居の南西に二箇所の飛び地が存在するが、これも徳原土居の内であつて、土居の中に山を抱え込んでいたことを示すものと推定される。これに対し南側は、机崎神社から大谷町に至る谷筋に沿つて伸び、幅約一〇〇メートル・長さ約四五〇メートルの継長の地形、及びこれから離れた二箇所の飛び地からなる（七尾城の麓に位置するところから、以下、仮に「七尾土居」と称す）。徳原・七尾両土居とも平地部に位置している。

第三五図は大谷土居跡⁽¹⁾を含む地域で、丘陵の先端とその麓の平野部からなる。市の史跡に指定されているのは、丘陵部に位置する東西五〇メートル・南北三〇メートルの屋敷地跡だけであるが、「土居」としては本溢川（東側）と西谷川（西側）に囲まれた直径約一五〇メートルの円形地内に、平野部の含まれていたことに注意しておく必要がある。

以上、益田市内で検出される「土井」地名について、その概略を述べてきたが、これによつて見ると、次のように

つかの注目すべき論点が浮かび上がってくる。

1、乙吉土居を除き、他はいずれも一辺の長さが一〇〇メートルを越える大きな規模を持っている。

2、三宅御土居の場合、頭に「御」を冠することからもうかがわれるよう、他とは異なる特異な性格を持ち、それが

益田氏の本館であったことと密接に関わっていると推測される。

3、戦国末期の姿を今に止める三宅御土居跡を除き、他の土居の場合には、三宅御土居跡でみられるような土壘状遺構を、現在まったく地表面で観察することができない。

4、室町・戦国期に居館内部が整備され、多数の建物が密集する状況が生まれたと推定される三宅御土居を除き、他の土居では内部に多くの空白部分（田畠）を抱えているのが、むしろ一般的ではなかったかと考えられる。

5、丘陵の先端部や台地上に位置することによって、顯著な防御機能を持つと考えられることは大谷土居と上久々茂土居だけである。

6、他はいずれも平野部ないし準平野部に位置し、とくに強く防御機能を意識していたと考えることはできない。一〇個もの池を抱える谷上土居の場合によく示されているように、むしろ灌漑施設の整備や用水の掌握を強く意識して築造されたという、共通の特徴が指摘できるのではないだろうか。

7、他とは著しく規模の異なる乙吉土居の場合、中世の港湾部及び市場に隣接して築造されていることなどから考えて、本来土居としての性格そのものに他とは異なるものがあったのではないか。

さて、これまで、明治初年の地籍図に記された「土井」地名を手がかりとして考えてきたが、しかしこれだけでは、果たしてこれらの地名が何時の時代に生まれ、本来どういう意味で用いられていたのかも明らかでない。そこで、次に文献史料によりながら、この点について若干検討してみたい。

中世の益田氏関係史料の中に「土井」の地名が初めて現れるのは、これまた先述した永和二年の田数目録と田数注文においてである。⁽¹⁾ 先述の要領にしたがって関係部分を摘記すれば、以下の通りである。

弥藤人道名主

本田小	分米毫斗四升七合四夕
出田毫段	分米四斗
新田參段	分米九斗
御正作毫段	分米毫石
公田七段八十分	分米式斗八升八合九夕
已上、田毫丁式段半廿步	定分米式右七斗三升六合三夕
押入綱	十四枚
花亭	一束
平畠式段六十十	分地子式八升一合三夕三才
弓錢百文	符錢三百文
藤大夫名 <small>大二 小井</small>	↓ (徳原・間人) いや藤大夫名 <small>大二 小井</small>
本田毫一 半内	已上田一町二反八十步
三十佃半	分米二斗一升五合
石代毫段小廿步	分米五斗六升八夕
御年貢田八段大廿步	分米二石五斗二合

出田菴段小三十步

分米一斗六升九合

新田六十步

分米五斗

御正作三段

分米三石九斗

公田七段八十分

加徵米三斗五升二夕

仕丁米

八升六合七夕

早始

白米二升

以上、
老丁五段八十步
田武町百十步

(花押)

定分米九百三斗
六升一合六夕
五升八合三夕
(花押)

佃大豆

九升

七升八合一夕

蕎麦

三十五枚

押入錦

三十五兩

蠶芋

十三兩

花芋

一束

鲇白干

廿八

平島四段二十步

分地子五斗二升六合五才

三錢百文

狩銭三百文

→ (徳原・本百姓) 藤大夫名

已上田一町五反八十四步

この史料でまず注目されるのは、名田の所在地名として「土井」が見え、その土井が同時に「大土井」とも呼ばれ、他方これとは別に「小土井」の地名も見えることである。

このうち、「小土井」として見える「ふもと」の地名は現存せず、その所在は明らかでない。しかし、この地域が七尾山の麓に位置することからすれば、「ふもと」という地名も七尾山の麓の意味であったと考えて、まず誤りはないであろう。そして、それが「小土井」とも呼ばれていることと関わって注目されるのは、同じく明治初年の作成になる「道水路図」(島根県総務課所蔵)に、七尾山の北側の麓、住吉神社の奥下の桜谷地域に「丸池」があつて、そこから発する川が「土井川」と記されていることである。この川は、妙義寺の前の大規模な池を経て、徳原土居(大土井)に通じていた。図三四に示した太線の破線がこれにある。この川の名称の由来については、これを「土井(大土井)」との関係で考へることも可能であろうが、しかし、それが水源地から「土井川」と呼ばれ、かつ「ふもと」の地が「小土井」とも呼ばれたことを考へると、この丸池の周辺部が「ふもと」・「小土井」であつて、そのことからこの川が「土井川」と呼ばれたと考えるのが、より妥当というべきであろう。そして、もし以上の推定に誤りがなければ、この七尾山の麓の丸池周辺部が「小土井」(以下、仮に「桜谷十居」と称す)とも呼ばれたということになる。この丸池は、現在も「益田水源池」として機能しており、早くからこの地域一帯の灌漑用水として重要な位置を占めていたことが推測される。おそらく、こうしたことから、ここに館を構え、この地域一帯の支配に乗り出したのであろう。

さて、問題はこの「小土井」と「大土井」との関係をどう理解するかにある。両者の名称の対比から考えて、それが規模の大小に基づくことはおそらく間違いないところであろうが、同時に次のことも注意しておく必要がある。それは、「大土井」が「土井」と呼ばれる一方、「小土井」が「ふもと」という別の名称で呼ばれていること、そして「小土井」から発した用水が、いったん「大土井」に流れ込んだ後、改めて平野部に流れる構造となっていることである。このことは、「大土井」と「小土井」とが一体的な関係(同一領主による所有など)にあり、初期の館(小土井)の存在を前提として、

改めて本格的大規模な館（大土井＝土井）が築かれたことを意味していると考えることができるのではないだろうか。すなわち、この田畠目録が作成された南北朝期に、館として主に機能していたのは「土井」（徳原土居）であったと考えられるのである。

次に、この「土井」と関わって注目されたのは、その内部に名田（田畠）が存在すること、及びこの名田の名主が「間人」身分の農民であること、この二点である。このうち、前者からは、さきにも述べたように、「土井」が単なる屋敷地ではなく、内部に多数の田畠を含んでいたことが知られ、また後者からは、おそらくかつては領主に隸属していたであろう下層の農民が成長してきたこと、換言すればこれら「土井」内部の耕地は、領主に隸属する農民によって耕作され、おそらく彼らも「土井」内部に居住していたであろうことを推測することができる。

つまり、この史料からうかがわれる鎌倉・南北朝期の益田本郷の「土井」は、①その内部に領主の屋敷だけでなく、隸属の屋敷なども含み込んでいた、②同時に、これらの屋敷の他に多くの田畠を抱え込んでおり、それ自体が一つの名田に結ばれていた、などの特徴を持っていたと考えられるのである。地籍図上に検出された「土井」の規模がいずれも巨大であることは、こうした「土井」の内部構造と深く関わりあつていたと推定されるのである。また、徳原土居と土井川との関係や、谷上土居の一〇個の池などからうかがわれるよう、これらの「土井」の築造は用水管理と密接に関わりあつていたことにも注意しておく必要がある。谷上土居の築造年代は明らかでないが、その成立年代が一二世紀に遡ると推定される三宅御土居を含め、益田平野とその周辺部の開発のため、それぞれの要所ごとにこうした開発の拠点が、いくつか並行して設けられたことも考えられるのではないかだろうか。

その具体的な景観は、例えば徳原土居の場合、平野部にあって、その烟りを灌漑用水が流れている構造などから考えて、一遍上人絵伝などの絵巻物に記された鎌倉期の武士館と、基本的に変わることなかつたと推測してよいであろう。「土井」という名称から考えて、何らかの土壟状の施設が設けられていたことは間違いないと考えられるが、三宅御土居跡で

見られるような大規模な土壇は、まだこの段階では築造されておらず、数メートル幅の小規模な堀（溝・川）と網代堀・板塀などに囲まれた地域区画だったのではないだろうか。

四、三宅御土居と上久々茂土居

前節での考察により、地籍図から検出される益田市内の七つの「土井」には、いくつかのタイプの分類が可能であるようと思われる。平野部もしくは準平野部にあって、主に開発の拠点として、あるいは灌漑用水の管理施設として機能したと考えられるもの。これには、徳原土居・谷上土居や桜谷土居のほか、初期の三宅御土居を充てることができよう。七尾土居に関しては、徳原土居の地域的拡大として理解できるかも知れないが、現在のところ不明とせざるを得ない。第一のタイプは、第一のタイプとの基本的な共通性を持ちながらも、より防御機能を強化し、居館としての性格が明確となったもの。大谷・上久々茂両土居を充てることができよう。第二のタイプは、屋敷地そのものとしての性格が強く、規模も小さなもの。これには、他の土居と若干性格を異にすると推定される乙吉土居が充てられる。そして第四のタイプがこれに統く。いうまでもなく、中世居館としての整備された姿をとどめる三宅御土居がこれであって、歴史的には南北朝期の益田兼見及びそれ以後に本格的に修築され、室町・戦国期のいくつかの段階を経て、現在あるような形に変化していったものと推定される。

さて問題は、ここで第二のタイプに分類した上久々茂土居が、第二節で述べたこととどのように関わり、そしてそこから上久々茂の歴史的性格をどのように理解することができるのか、という点にある。ここで、今いちど第二節で得られた論点を整理しておくと、次のようなになる。

一、この当時（南北朝期）の久々茂は、事実上上久々茂と下久々茂との二つの地域に分かれており、下久々茂が志日庭地区に属すのに対し、上久々茂は奥十二島地区に属していた。

一二、このうち、下久々茂地区は早くから開発が進んでいたのに對し、上久々茂地域の開発は鎌倉期になつて本格化し、それが飛躍的な發展を遂げるのは鎌倉末・南北朝期になつてからのことであつた。

三、上・下両久々茂が「久々茂村」という一つの村としてのまとまりを持つてくるのは、上記の点を踏まえた南北朝期以後のことであつて、上久々茂土居の成立もまたこれと同じ頃であつたと考えられる。以上のうち、第三の論点は前節で得られた上久々茂土居の歴史的特徴に関する理解（第一のタイプ）と基本的に合致するものであり、かつ発掘調査の結果とも一致して、この土居が南北朝期に造られたことはまず動かないところと考えてよいであろう。

では、上久々茂土居が南北朝期に造られたというのは、どういう歴史的背景に基づくものであり、またそれはどういう意味を持つものだったのだろうか。このことについて考える上で大変興味深いのは、益田祥兼見置義⁽¹⁴⁾である。

置文茶々

祥兼本領等者、先祖兼榮・兼高父子、元暦以来帶二代將軍家安堵御下文所領也、祥兼為當家嫡々、令相伝惣領職、至干今無中絶、仍賜代々公駿者也、然間、分件所領等讓与畢、守此狀之趣、各可全知行領掌、一嫡子次郎兼世讓与所領

右見國益田本郷

納田郷内岡見村見置義

弥富名

長野莊内飯田郷見置義

一次男孫次郎兼弘讓与所領

東山道郷

益田本郷内久々茂村 加浦役

伊甘郷見置義

乙吉・土田西村

一三男亦次郎兼政讓与所領

一、兼世・兼弘・兼政兄弟三人、永徳三年八月十日以祥兼目筆、同日議与訖、相互可守此状、

二、分譲所領等境事、於各別所領者、不及子細割分一所、讓渡在所宜任田文目録、互不可成違乱煩火、

三、惣領兼世若無子孫者、係次郎兼弘子孫中可相続惣領職、兼弘又無子孫者、弥次郎兼政子孫中可相続、將又兼弘・

兼政以下庶子等無子孫者、可為惣領進退知行火、

一、諸御公事軍役已下事、惣領兼世隨催促可勤仕、聊不可背乘出素意、又令扶持兄弟等、可成宏有之思、凡自固他國見他人之振舞、兄弟・親類自霍執不和之儀事起、或離所領、或失其家、相構一味回心、或水魚之思、公私共可談合、凡生弓箭之家族等、雖有少越度、可存大不覺、能々致用意、不可有聊爾矣、

(中略)

右、為子孫条々所定置也、可守此旨、仍置文之狀如件、

永徳三年八月十日

祥兼(花押)

この文書は、益田祥兼(兼見)が、家督を嫡子兼世(兼顯)に譲るとともに、子孫の守るべき事柄を「一一カ条にまとめて書き上げたもので、注目すべききわめて多くの論点を含んでいます。ここに引用したのは、そのうちの、主に所領の譲渡とその知行のあり方について定めた、直文の最初の部分で、当面ここではとくに次のことが注目される。

- 1、嫡子兼世を「惣領」と定めると同時に、兄弟三人で一致協力して所領の支配に当たるよう定めている。
- 2、惣領兼世以下に所領を分割譲渡するに際し、益田本郷をそれぞれ三人に分けると同時に、兼見のかつての本領であった東仙道・北仙道を、益田本郷に準じるものとして次男・三男にそれぞれ分け与えている。
- 3、益田本郷の知行については、「田文目録」に従って行うよう申し置いている。

このうち、まず第一の点は、一般的には、惣領権の確立を通じて、動搖を深めつつある惣領制を立て直し、再編成しよ

うとする動き（嫡子単独相続制への移行過程）として捉えることのできるものであるが、ここでとくに注目されるのは、一方で惣領権の確立を強調しながら、地方では惣領・庶子（兄弟三人）の協力関係の重要性を訴えていることである。これは、惣領への権力の集中・確立を目指しながらも、なおそれが成し得ない過渡的な段階の現われと評価できるもので、それは所領の譲渡方法の中にも明瞭に示されている。

ここで、所領の譲渡方法というのは、この置文が記される段階とそれ以前とで、所領の配分方法に明らかな変化が認められることをいう。兼見は、この置文に記された永徳三年（一二八三）八月一〇日の譲状を記す以前に、一度所領を二人の子供に譲渡したことがある。永和四年（一二七八）二月三日の日付をもつ三通の益田祥兼譲状¹¹によると、益田兼世は益田本郷・弥富名・長野莊内飯田郷・宅野別符を、また益田兼弘は東北両山道・益田本郷内土田村・伊賀郷を、そして益田兼政は北山道の内の一部の土地をそれぞれ与えられている。さきの置文と較べ、若干不明な部分もあるが、①益田本郷が兼世一人に与えられている、②東・北両山道がすべて兼弘に与えられている、③兼政には北山道の内の一部が与えられているに過ぎない、この三つの点で大きな変化のあることが知られる。

永徳三年というのは、益田兼見が室町幕府から初めて本領を安堵された重要な年であるが、兼見はこれを受けて、改めて所領を分配しなおし、こうして置文に記された同年八月一〇日の譲状が記されたのである。第一点として指摘した、益田本郷の兄弟三人による共同知行体制、及び益田本郷に準じるものとしての、兼弘・兼政兄弟による東北両山道郷の知行体制は、こうした意味を持つものであったと考えられるのである。

次に、第三の点についていって、先述した永和二年の田数目録と田数注文、そしてそこで確立された本百姓・間人名体制がその後の益田本郷支配の基本骨格となっていたことが、ここに示されている。そしてその点と関わって、改めて問題となるのが、益田本郷・東北両山道郷支配と上久々茂土居との関係である。

このことについて述べる前に、予めいくつかの点を補足しておきたい。その第一は、益田兼見の登場によって、益田氏

の歴史や三宅御土居とその周辺部の様相が大きく変化したと考えられることである。このことについて、いま立ち入って論ずる余裕はないが、その主な点を列挙すれば、およそ以下の通りである。

1、益田氏系図の改作。庶子仙道家から入って惣領家を継いだ兼見が、自らの系統を本末の惣領家とする形に系図を作り替えたこと。原文に見える「（先祖兼栄・兼高父子以来）祥兼為当家嫡々、令相伝惣領職、至干今無中絶」という主張は、こうした作業と一体のものであった。

2、紛失状の作成。先述したように、益田兼見は永徳三年一月五日に室町將軍足利義満から初めて所領を安堵されたが、これは「公驗以下本文書紛失」を口実とするもので、この時益田兼見が、かつて所有していた文書だとして作成したのが、益田氏関係文書の中の最も初期の時代に属す八通の文書である。^① 兼見が、これらの文書焼失を右見園守護大内氏に届け出たのは応安元年（一二六八）のことであるから、それから数えて、ちょうど四分一世紀を経てようやく幕府の認めるところとなつたわけである。兼見の言うように、本当に文書が焼失してしまったのかどうか、また居館の焼失そのものが事実かどうかは、なお慎重な検討を要するが、惣領家の没落とともに、かつて益田氏惣領家の所持していた文書群が失われたことは事実であり、ここに兼見による惣領家の繼承が尋常なものでなかつたことが示唆されている。^② 新しく惣領家を継承した兼見が、さきの第一点とも関わって、それ以前の文書をすべて廃棄してしまつた可能性も否定できないところである。いずれにしても、紛失状の作成は、兼見以前と以後との、益田氏の歴史の決定的な転換を記す重要な意味を持っていたのである。

3、三宅御十居の改修。初期の三宅御土居が、先述のように、開発の拠点、灌漑用水の管理施設としての機能を強く持っていたと考えられるのに對し、居館そのものとしての機能を拡大し、本格的に整備されるのがこの兼見の時ではないかと推定される。残念ながら、現状ではこのことを直接史料に基づいて論証することができないが、つぎのようないくつかの事実から、これを推定することは十分可能と考える。①一九九〇・九一年の発掘調査によつて出土した遺

物から、一二・一三世紀に続く、この居館のいま一つのピークが一四・五世紀に存在することが明らかとなつた。(2) 兼見時代に再編成された「狹義の益田本郷（波田原・徳原・志目庭の三地域）」の地理的な中心にあり、またその強化された地域支配体制（本百姓・間人名体制）を進めて行くためには、それにふさわしい施設が必要と考えられ、三宅御土居をそれに充てて考えるのがもつともふさわしい。(3) 兼見時代には、万福寺・崇観寺・医光寺の造営を始め、瀧倉権現（式内社天石勝神社）・惣社の修造、造営など、三宅御土居周辺部の整備が飛躍的に進められ、この地域全体の景観が大きく転換した。その中心に位置する三宅御土居だけ、何らの変化も生じないと考えることは到底できない。

補足すべき第二の点は、益田本郷の特異な性格とその支配領域との関係についてである。これまで何度も述べてきたように、田数目録・田数注文に記された、兼見時代に再編成された益田本郷は、先述の波田原などの三地域と奥十二島地域とからなつており、これを所領構成との関係からみると、かつての益田本郷のほか、東北両仙道郷、納田郷・乙吉保・長野莊吉郷などと重なり合う形となってしまう。

このうち東北両仙道郷は、その史料上の初見が正和二年（一二二二）一〇月二十五日の、尼阿忍譲状⁽⁴⁾の中の「せんたうのまこたろにうたう（仙道の孫太郎入道）」であることからもうかがわれるよう、本来益田本郷の中の一部分であつて、それが庶子家に分与され、かつその庶子家が自立性を高める中で、新しく益田本郷とは区別される独立所領として現れてきたものである。

これとは反対に、乙吉保はもともと益田莊の内ではあるが、益田本郷と肩を並べる独立所領として、鎌倉初期以来、獨立の鎌倉幕府御家人（乙吉氏）が存在し、知行してきたものである。それが、兼見の時代になつて、新しく兼見の所領の中に組み込まれたわけで、乙吉（村）が明確に兼見の所領として初見するのは、さきの永徳二年一月十五日の足利義満安堵御教書においてである。かつては益田莊納田郷内の一地域であったと考えられる土田村についても、乙吉村と同じく、

鎌倉期には二隅氏の所領であったのが、兼見の時代に益田氏の所領の中に組み込まれたものである。土田村が益田氏の所領として見える最初は永和四年二月三日の益田祥兼譲状で、そこでは「（益田）本郷内土田村」と記されている。

一方、貞応一年の石見国惣田数注文に長野莊の内部単位として見える吉田郷については、その後の鎌倉期の史料に現れず、この間の領有関係は明らかでない。しかし、本来益田莊の内でもない長野莊吉田郷が益田本郷波田原地域を構成しているわけで、ここに益田本郷の持つ特異な性格が最も端的に現れている。

以上、兼見時代の益田上下本郷の領域をながめてみると、かつての益田本郷とは大きく変容し、一方で東・北両仙道郷を析出しつつ、実際にはなおその内の一部の耕地を益田本郷内に組み込むことによって、益田本郷はこれを含むその全体を統轄する位置を占めていたことがうかがわれる。

そこで、これら二つの点を念頭において、改めて益田本郷・東北両仙道郷支配と上久々茂土居及び三宅御土居との関係について見てみると、次のことがとくに注目される。まず第一に、益田本郷の内部が益田平野部の波田原・徳原・志日庭の三地域（狭義の益田本郷）と、山間部の奥十二畠との二つに区分され、前者の中心に三宅御土居が位置する一方、益田本郷内部のこの二つの地域区分の接点に久々茂村（志日庭地区の下久々茂と奥十二畠地区の上久々茂）が位置し、かつて久々茂土居が奥十二畠地区のほぼ中央に位置していることである。

第二に、この三宅御土居と上久々茂土居との関係が、広義の益田本郷と奥十二畠地区との関係、さらには惣領兼世と次男兼弘との関係に見事に対応し、前者を中心としつつ、後者がこれを支えるという関係を形成していることである。

以上のことから、上久々茂土居の歴史的性質として、次のような結論を導き出すことが可能であろう。
①この居館は、益田兼見による益田本郷の再編成（四つの地域区分と本百姓・閑人名体制）の一環として、南北朝期に成立した。
②この居館は、惣領兼世の居住する三宅御土居の存在を前提としつつ、次男兼弘が側面からこれを支える一機関として成立した。
③從って、この居館は直接的には奥十二畠地区を統治することを任務とし、同時に惣領による地域支配を補佐することを

任務としたと考えることができる。「地域支配の拠点として、新たに整備・修築された三宅御上居を支える分館」、これが上久々茂土居の基本的性格であったと考えられるのである。

五、むすび

以上、本稿では、これまでその歴史的性質が不明とされた上久々茂土居について、若干踏み込んで検討を試みた。しかし、史料が著しく制約され、かつ研究の蓄積がほとんど皆無に近いこともあって、必要以上に推測に推測を重ねることとなり、本書の性格から大きく逸脱することになったのではないかと恐れる。関係者各位のご理解を得たい。

最後に残された一・二の点を補足して稿を閉じたい。

まず第一は、上久々茂土居の具体的景観についてである。これについては、さきに丘陵の先端部に、山を背にして南向きに位置していたことを推定しておいたが、この点と関わって注目されるのは、得毫寺の存在である。この寺については、由緒を記した記録も全く残されておらず、寺の性質も、またその米歴についても明らかでない。ただ、図三〇にも示したおいたように、小地名を手がかりとしてもとの所在地を推定すると、かつての「土居」の東北端に位置していたことが考えられる。そうだとすれば、これはもとこの館に住む領主の持仏堂のような施設がここにあって、のちそれが一個の独立した寺院へと発展したことが推定できる。そして、もし以上のように考えができるとすれば、領主の館も持仏堂の並び、すなわち山の麓の現在民家の立ち並んでいる地域に、南向きに建てられていたことが推定できよう。

地籍図上に残る「土井」が、そのままかつての「土居」の範囲に合致するかどうかは、なお今後の慎重な検討を必要とするが、地形や他の上居の事例などから考えて、それほど大きな異同を推定することはできない、そうだとすれば、持仮堂を含む領主の館が山の麓に位置し（現在ある「お壇所」も、この館の創建時に遡ることが推定できよう）、その前方に田畠が広がっていて、その中のいくつかの所（井戸の存在はその所在地を推定する一つの手がかりとなろう）に領主に直属

する被官や農民の屋敷、あるいは倉庫などが存在していて、これら全体が上久々茂土居を構成していたと考えることができる。

第一の問題は、益田兼弘の居館として南北朝期に築造されたと推定される上久々茂土居が、その後どうなったかという問題である。残念ながら、南北朝期以後の史料の中に、久々茂地域及び上久々茂土居関係のものは全く残されておらず、基本的には不明というほかない。但し、この館が本米南北朝期に特有な物領制の再編成過程（嫡子単独相続制への移行過程）に対応するものであつたことを考へると、こうした歴史的課題の達成にともなって、本来の任務を終え、廃絶されていった可能性を推定することもできる。

そうした重要な画期をなす史料として興味深いのは、次の石見國守護山名常勝安堵状である。⁽³⁾

石見國益田庄木郷^{益田郷}・東北兩山道村・弥富名・乙吉土田両村・岡見村・飯田郷・伊甘郷・宅野別符^{長野庄内得}屋地頭職内四分方等事、此内東北兩山道村・伊甘郷・至彼地者、雖為庶子等跡、対物領備野心之間、於向後者、去月十日任御判・同御教書之貰、相伝^ニ當知行^ニ、無他防、益田左近将監兼理領掌、不可有相違之状、如件、

応永廿九年閏十月九日

常勝（花押）

この文書は、文中に見える同年一〇月一〇日付の一通の足利義持御教書を受けて出されたものであるが、かつて兼見から庶子兼弘・兼政に分与された東北兩仙道・伊甘郷などが、ここでは惣領に敵対したとして惣領兼理の手に没収されている。この兼理とその子兼堯の時代には、益田氏領主権力は惣領を中心とする強力な家臣団編成を実現し、またこれを支える家政機構を整備したことが考えられ、三宅御土居もまたこれにともなってさらに整備が進められたと推定される。これらのことからすると、かつて分館（上久々茂土居）が担っていた機能を吸収する形で三宅御土居が修築されるにともなって、上久々茂土居も魔滅されたと考えができるのではないだろうか。もしそうだとすれば、上久々茂土居が存在した期間はきわめて短かったということになる。

今回の発掘調査の結果、南北朝期の遺物を含む焼け土を埋め込んだと推定される土壙が確認されており、あるいは室町初期のこの土居の廃絶に際し、これが焼き払われたのかも知れない。そしてこの後、おそらく戦国期になって、再びここが館として使用されるさい、改めて整地され、それが上壙として残ることになったのかも知れない。

なお、益田川を挟んだ向側の、平地に突き出た丘陵地（堂河内）に惣社八幡宮が存在しているが、この神社の由緒も不明とされている。しかし、もしこれが南北朝期に遡るとすれば、奥十二島地区の惣社として機能したこと、十分に考えられよう。改めて今後の検討が必要である。

最後に、いま一つ問題なのは、本遺跡の持つ歴史的価値に関してである。かつて広田氏が推定した「益田氏初期の館」という可能性が否定された現在、その歴史的評価は自ずから変化せざるを得ない。しかしこのことは、決してこの遺跡の持つ価値が低下したことを意味するものではない。本稿での考察がどこまで眞実に近づき得ているかについては、なお今後の厳しい批判的検討を待たねばならないが、仮にここで考察が認められるとすれば、改めてこの遺跡は、次のような重要な意味を持つこととなる。

①益田地域はもちろんのこと、山陰地域における中世居館の歴史や実態がほとんど不明な現状の中にあって、南北朝・室町初期の館を具体的に復元できる大きな可能性を秘めている。

②三宅御土居との本館・分館関係が認められるとすれば、この遺跡の解明が三宅御土居の歴史的解明の不可欠の一部分を構成することとなり、そうした複合的な居館のあり方自体が、全国的な中世城館史研究に新たな問題を提起することにもなる。

③史料及び遺跡の著しく制約された久々茂地域の歴史を解明していく大きな手がかりとなるのみならず、複雑な性格を持つ益田本郷及び中世益田氏の歴史を解明するための大きな手がかりが、そこに秘められている。

本遺跡の全面発掘を通じて、これらの問題の解明に努めると同時に、三宅御土居や中世益田氏による地域支配の実態を

解明する観点から、改めて上久々茂土居の歴史的解明が進められなければならない。本稿がそのための一助となれば、これに優る喜びはない。

末筆ながら、本稿作成のため、再三にわたる史料閲覧を快くお許しいただいた広島大学附属図書館、及び本稿執筆の機会を与えていただいた島根県教育委員会文化課内田律雄氏に深く感謝申し上げる。

〔注〕

1. 矢富熊一郎『益田町史』上巻（一九五一年）、『益田市誌』上巻（一九七五年）など。
2. 益田家文書八〇
3. 益田家文書七四一
4. 益田家文書七四二
5. 小林氏「石見国益田氏の領主制について」（安田元久編『初期封建制の研究』所収）
6. 国守氏「石見国益田郷の構造について」（小糸田淳教授退官記念『国史論集』所収）
7. 福田氏「石見益田氏の研究—中世における領主制の展開とその特質—」（『歴史学研究』三九〇）
8. 益田家文書八一
9. 足利直冬御教書（益田家文書五二一）、『秋藩閣閑録』卷七益田氏）
10. 益田家文書五二〇
11. 地籍図に記された「土井」の地名が、どこまで正確に遺跡を表示するのかは疑問のあるところで、その後の歴史的変容を当然ながら予測しておかなければならぬ。そうしたことから言えば、本稿における以下の考察は、方法論的に大きな不安定性を抱えていると言わねばならない。ここでは、そうした不十分さを十分承知の上で、しかし一つには三毛御土居跡の地籍表示がきわめて正確であることを依り所に、そしていま一つには、例えそうした不十分

さはあるにせよ、地籍図上のこれだけ明確な特徴が、遺跡の存在や実態をうかがう有力な手がかりになり得るとの推定の下に、考察を進めて行くこととしたい。また、ここには図示しなかつたが、現在益田市歴史民俗資料館や益田公民館の位置するところに「堀土井」の地名を検出することができる。その規模は半径一五〇メートルの円形の約四分の一にあたり、後述する「道水路図」によつてみると、益田川に設けられた「中ノ堰」から引いた水が、これを経て旧城下町地域に流れる構造となつてゐる。益田川をはさんで、三宅御土居と同じ機能を果たしていたことも考えられる。今後あらためて考えてみたい。なお、地籍図のうち図三一は、広島大学附属図書館所蔵のものの損傷が激しいため、益田市役所所蔵のものを用いることとし、広島大学附属図書館所蔵本で補うこととした。兩者の記載内容に若干の異同も認められるが、作成年代に大きな違いは認められず、考察に大きな支障はないと考える。

12.

この遺跡の性格については、広田氏前掲書に詳しい。

「土井」と密接な関わりがあると推定される「屋敷」に関しては、志目庭地区の智州名（地頭方、本田）二反、田数注文では間人分の「ち志ゆ分（二反）」として見える）の項に次のような記載がある。

平昌九段六十ト内

六段半 崇観寺并塔頭敷地

七段三十歩 志貞御房屋敷

三段 中垣内屋敷

三段 政所屋敷

以上畠合丁七段小三十歩

この史料でまず注目されるのは、①寺院や給人などの「屋敷」そのものと「土井」とが、明らかに別の概念として用いられていること、②この志目庭地区に崇観寺・万福寺（史料上は「道場」として見える）・医光寺（上記史

料の「塔頭」がこれに当たると推定される)・瀧藏権現などの寺社(篠原地区の妙義寺は、史料上「大寺」として見える)が密集しており、「政所」もまたここに存在したこと、である。近畿地方の考古学的な発掘調査の成果を踏まえて中世居館の発生を論じた中井均氏は、いわゆる方形館の発生は平安末期に認められ、それらは莊園の莊家(政所)と対立しながら成立してきたことを指摘しており(「中世城館の発生と展開」「物質文化」四八)、居館の形態が方形であったかどうか、あるいは中井氏の言うように当初から上草や堀をともなっていたかどうかはともかく、この益田の場合においても、ほぼ同様の歴史過程を推定することができるのではないだろうか。

14. 益田家文書七三ノ一
15. 益田家文書九ノ一、九ノ二、五二ノ六

16. この点に関しても、広田氏前掲書に一定の考察が加えられている。

17. この点に関しては、前掲注⁽⁷⁾福田氏論文に詳しい。

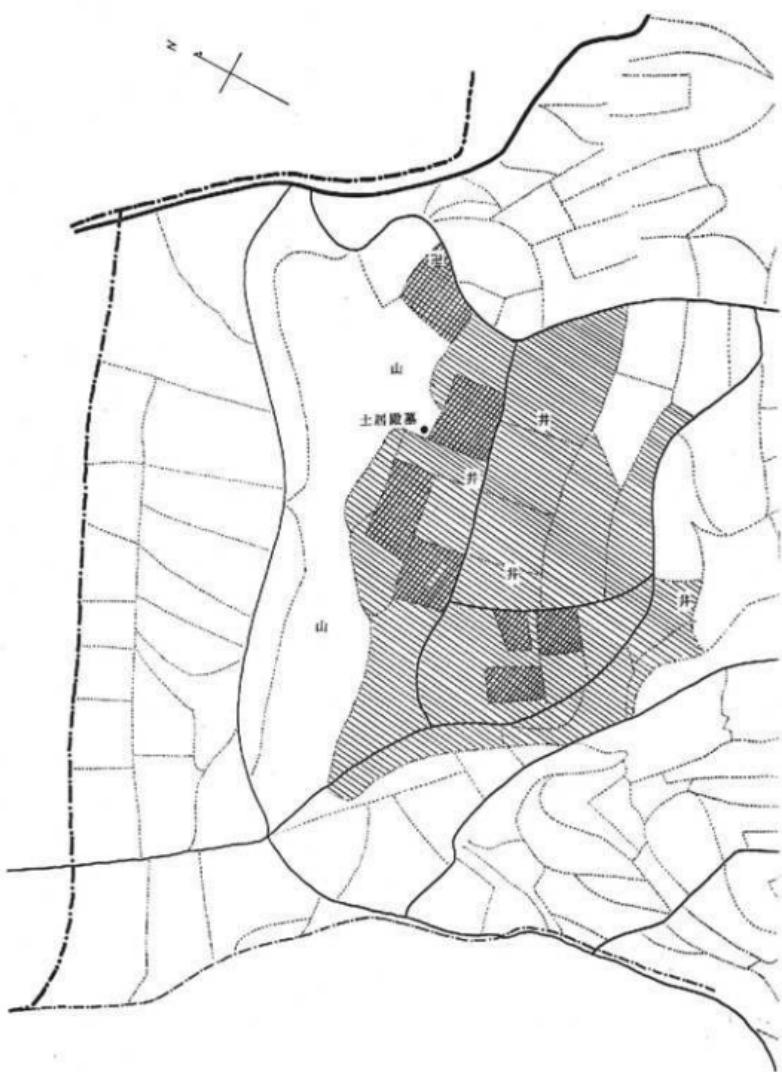
18. 広田氏前掲書参照。なお、大谷土居の歴史的性格に関しては、広田氏が推定したように、南北朝期に兼見が築いてまずここに住み、その後、かつて惣領益田兼世の住んでいた三宅御土居に移った可能性を、筆者としても認めたと考える。そして兼見が三宅御土居に移った後、大谷土居には大谷氏などが住み、引続き居館として用いられた可能性を推定することができるのではないか。

19. 益田家文書五三ノ一
20. 益田家文書一二ノ四

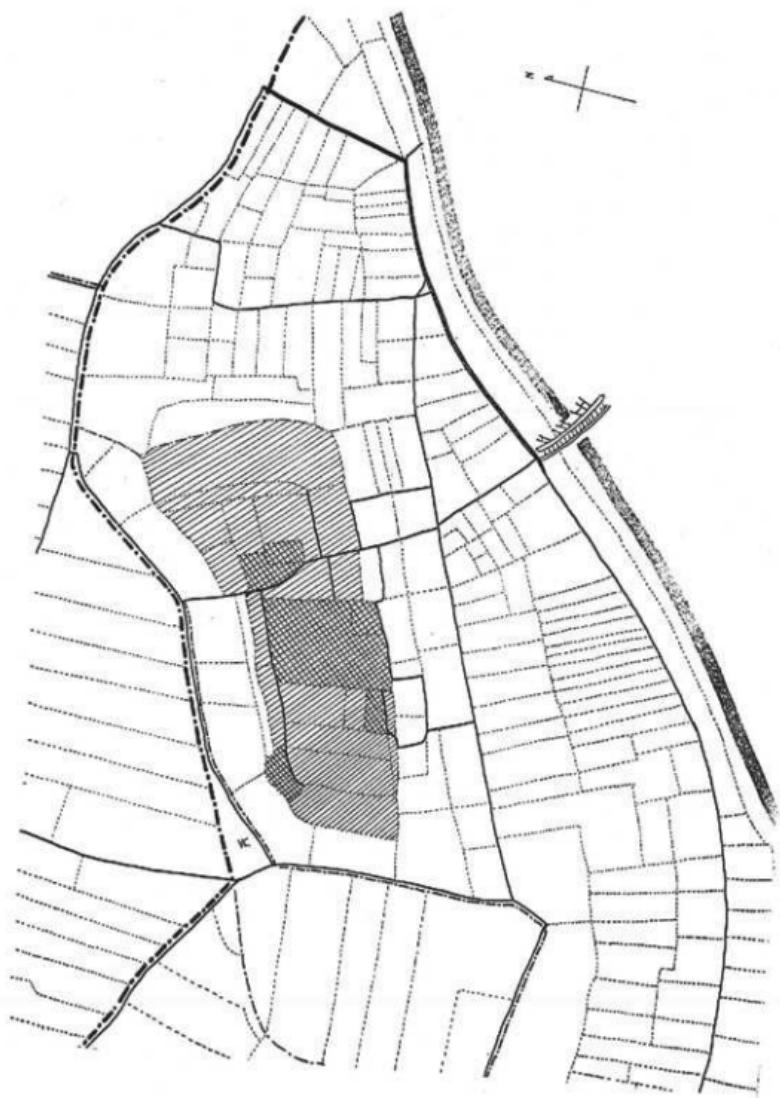
(付記)

本稿脱稿後、二月一日に開催された第一回島根県中世史研究会において、原慶一氏は「益田氏惣領制の再検討」と題する報告を行い、中世益田氏に関する従来の考え方を大きく覆す画期的な問題提起を行った。本稿との関係でいえば、

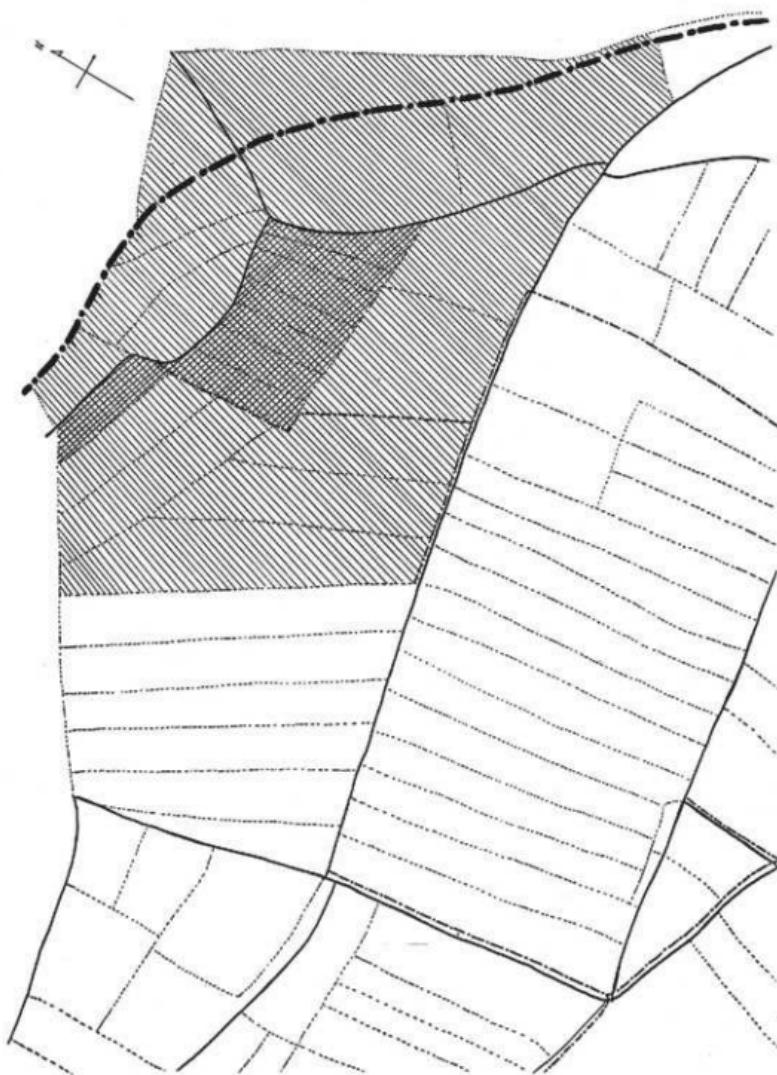
益田兼見が庶子家から入って物語家を継承したとする理解に変更を求めるもので、この点原氏の研究成果をくみこみえなかつた本稿の不備をお詫びする。但し、「土井」の評価を中心とする本稿の論旨そのものに変更の必要はないと考えるので、これらの残された課題については、あらためて考えてみたいと思う。



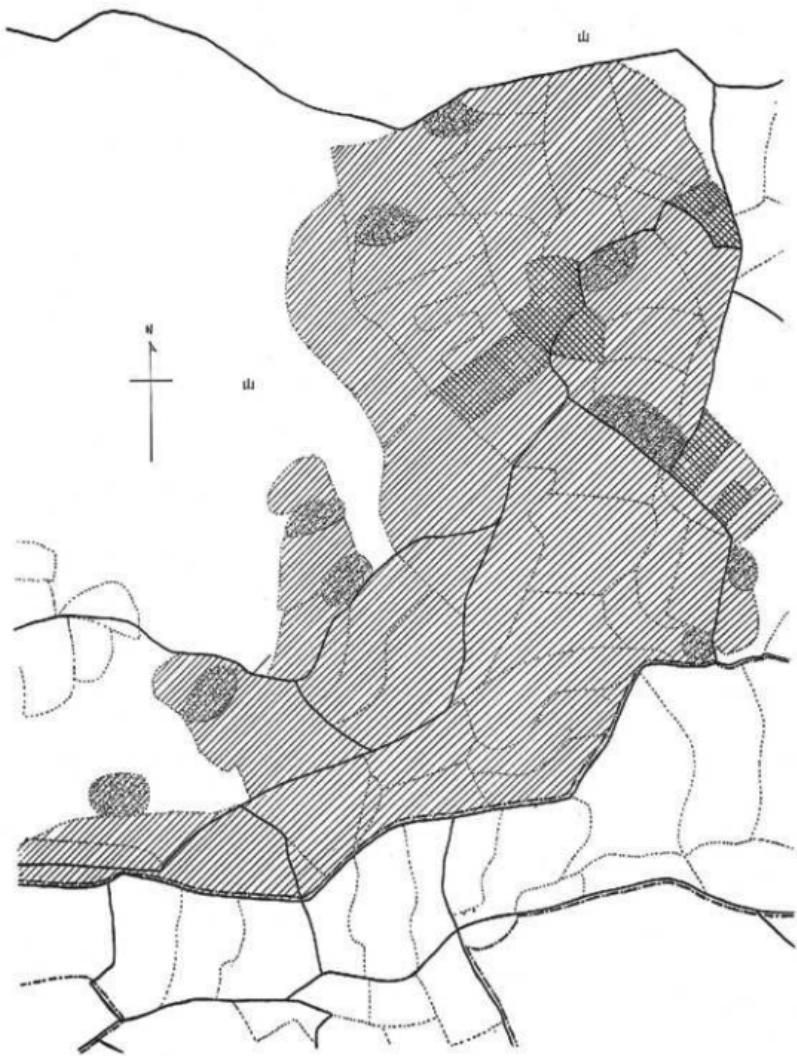
第30図 久々茂村地籍図



第31図 三宅御土居周辺地籍図



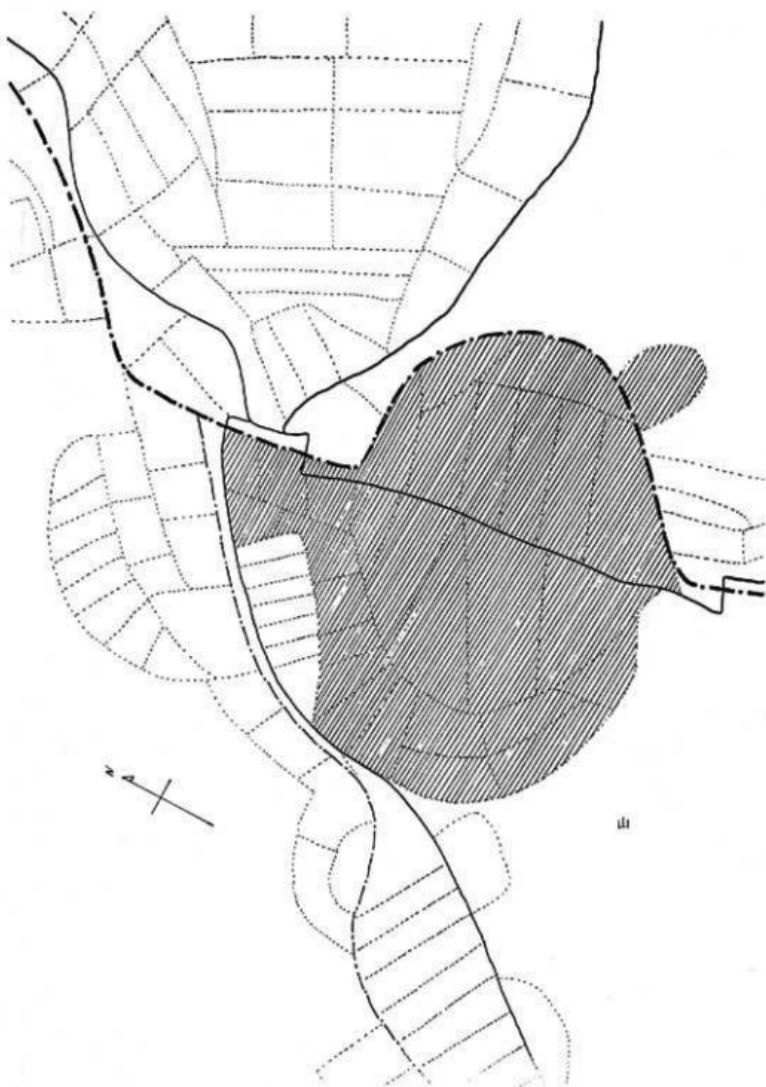
第32図 乙吉土居地籍図



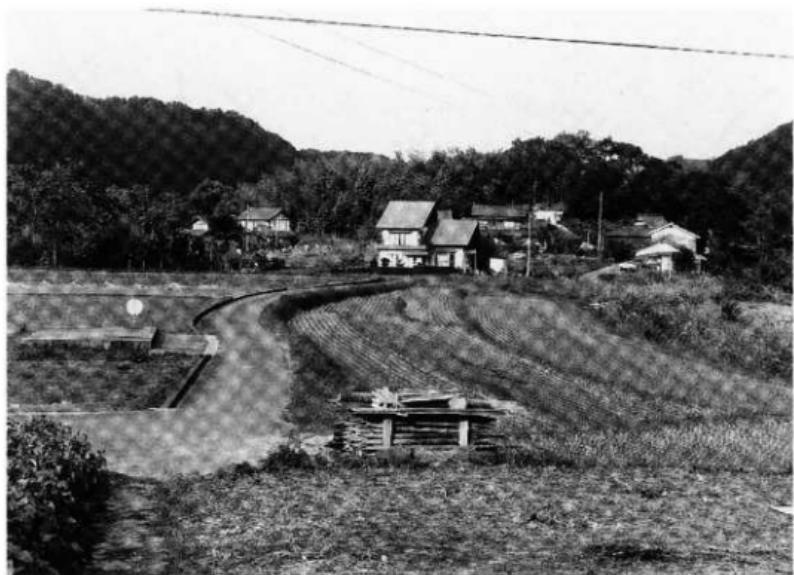
第33図 谷上土居地籍図



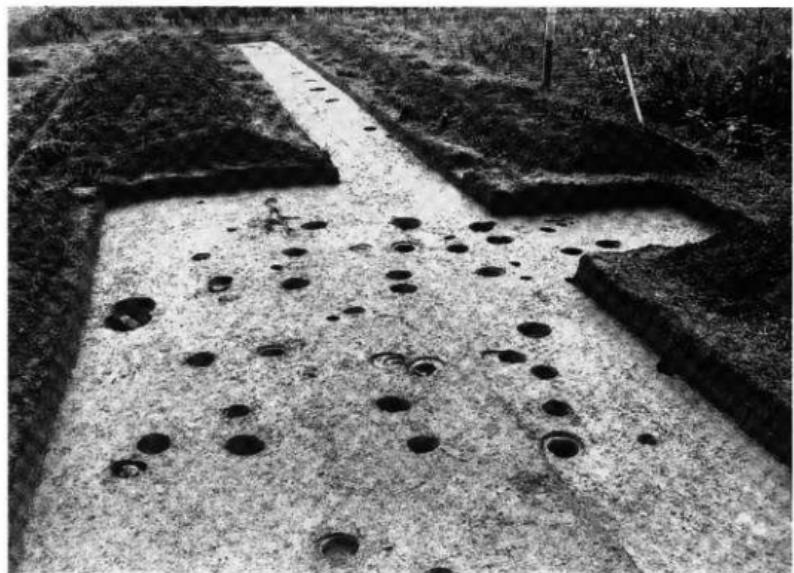
第34図 徳原土居地籍図



第35図 大谷土居地籍図

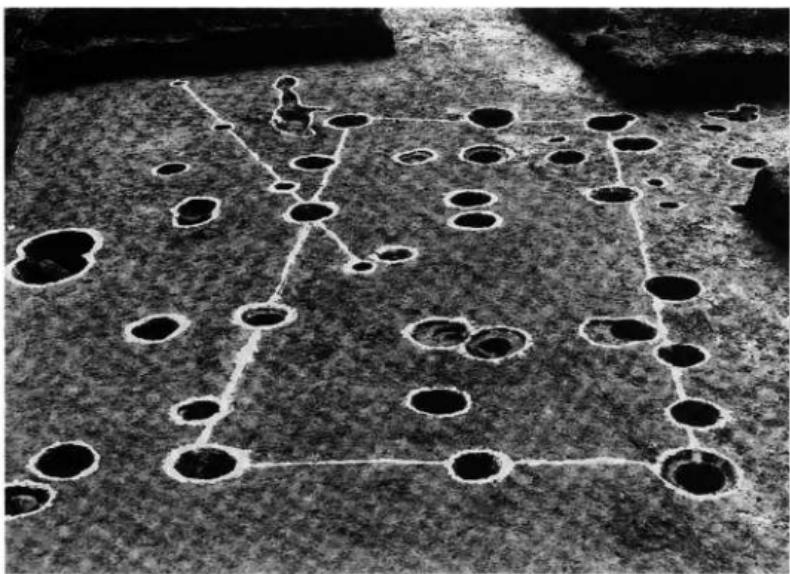


上久々茂丘陵近景(南より)

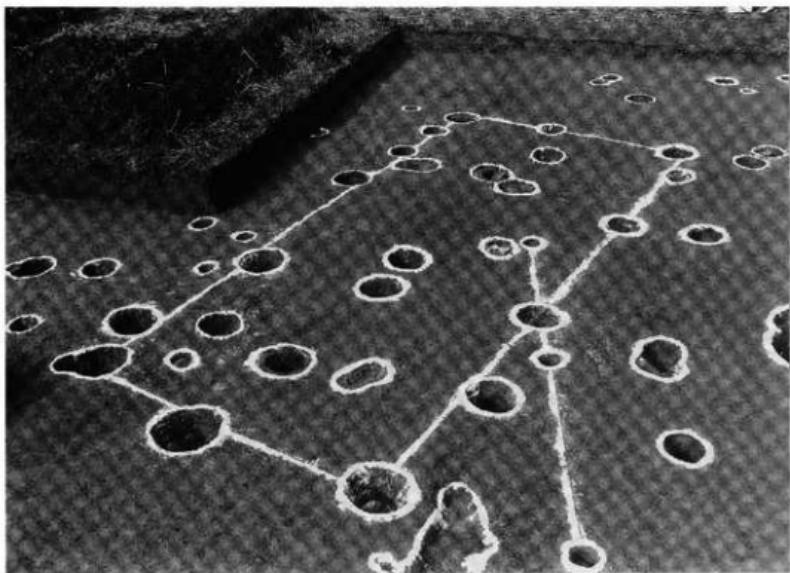


I 区全景(北より)

図版2



I区北拡張区



同上(南より)

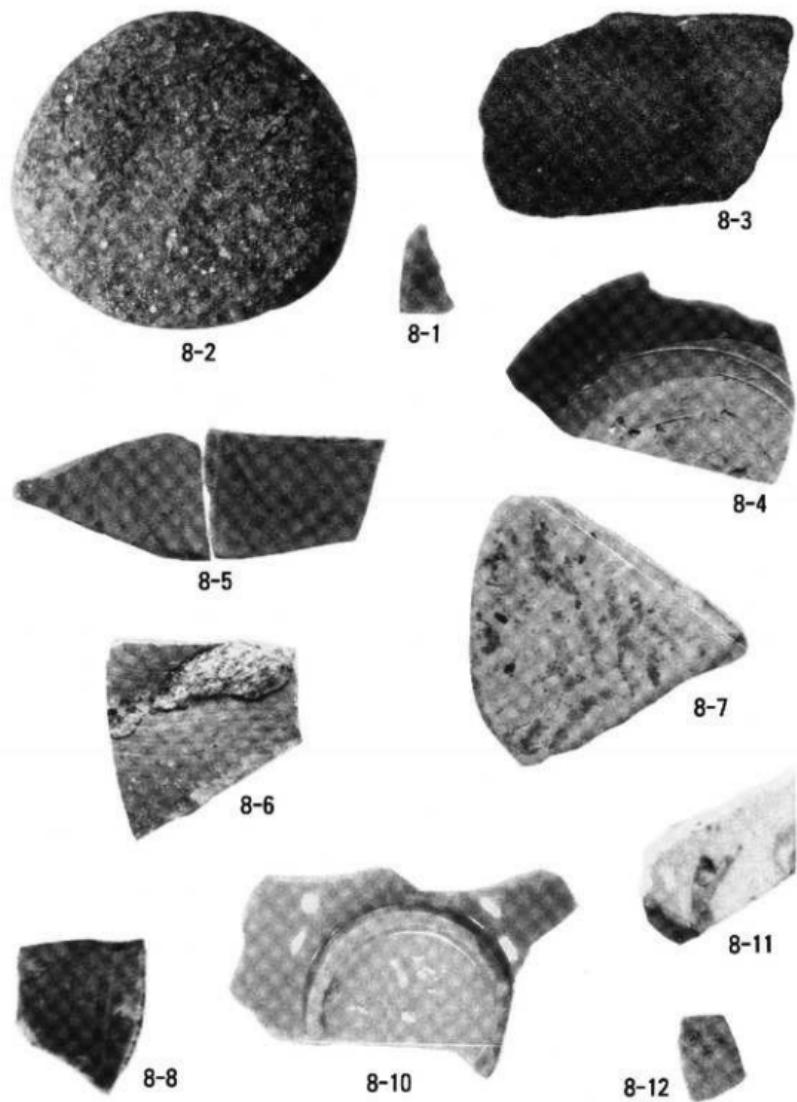


I区 SB02

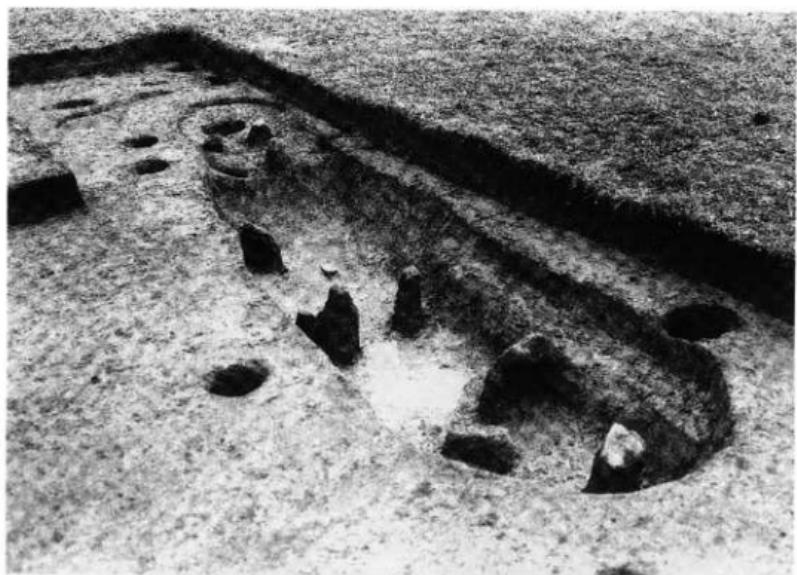


I区南拡張区(南より)

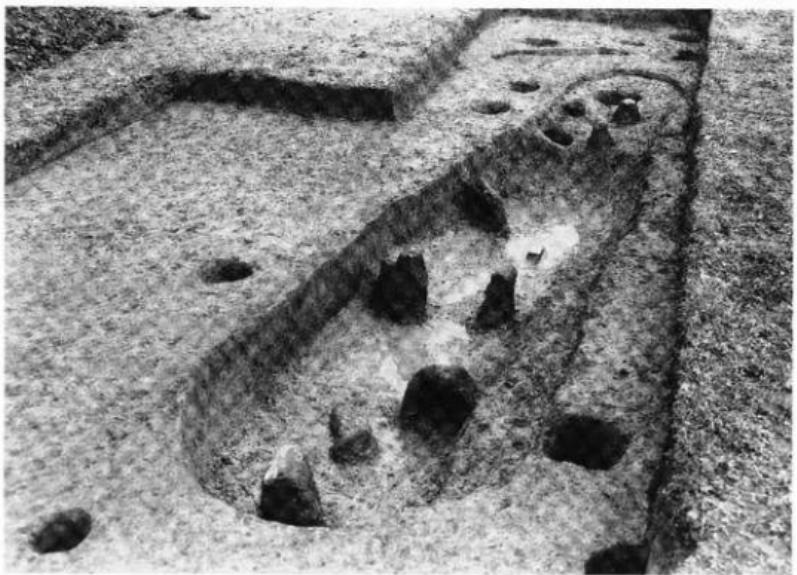
图版4



I区出土遗物



Ⅱ区 SKO 1(北より)

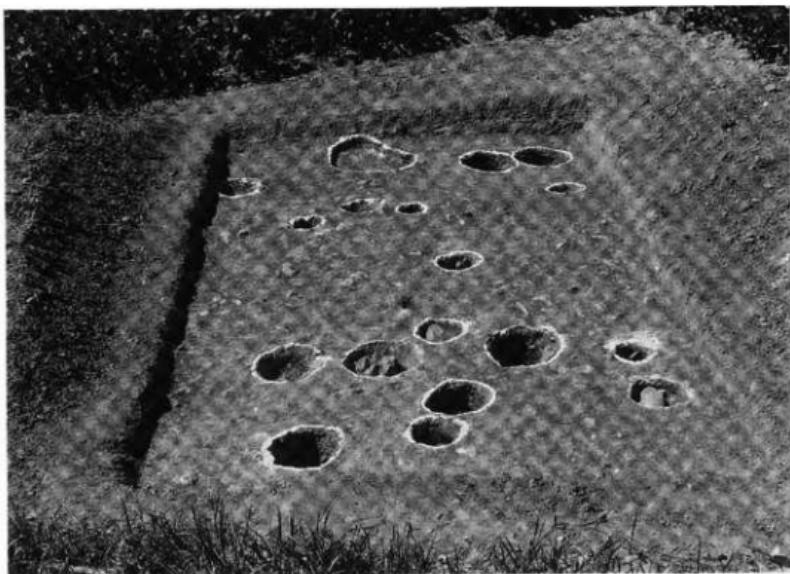


Ⅱ区 SKO 1(北より)

図版6



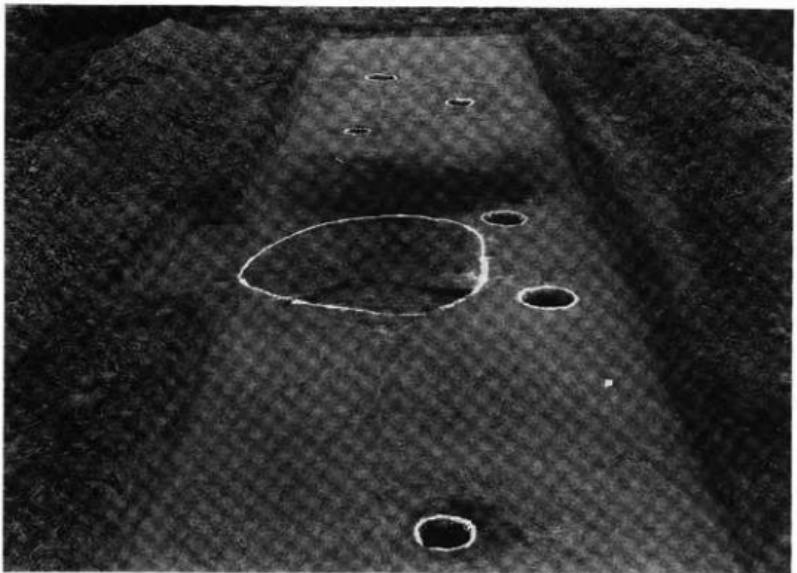
Ⅱ区 SKO1 土層断面(北より)



Ⅲ区 全景(南より)



IV区 全景(北より)

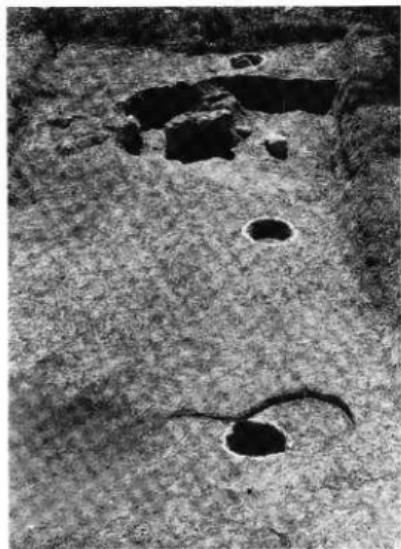


V区 全景(北より)

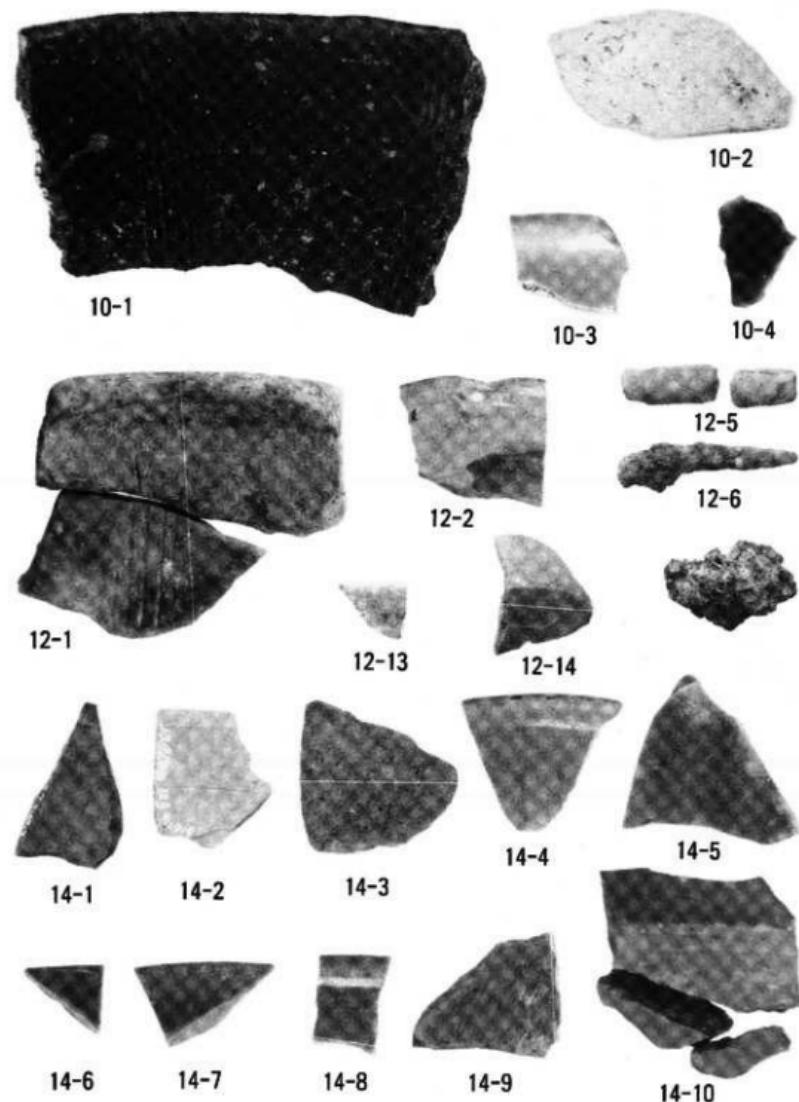
図版8



V区 石組造構(北より)

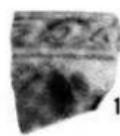
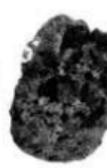
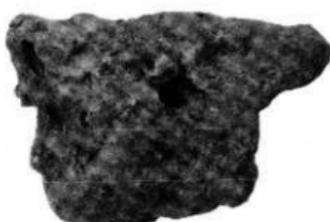


VII区 全景(東より)



I ~ IV区 出土遺物

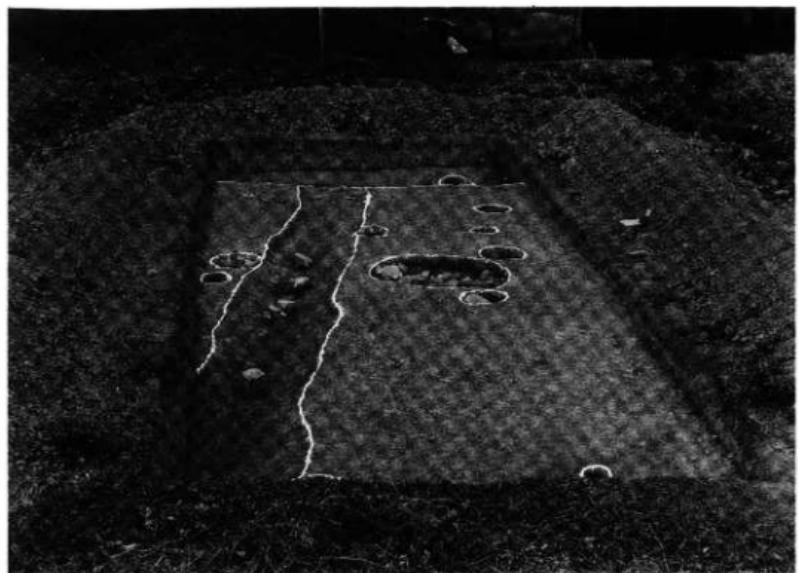
図版10



18-3

18-5

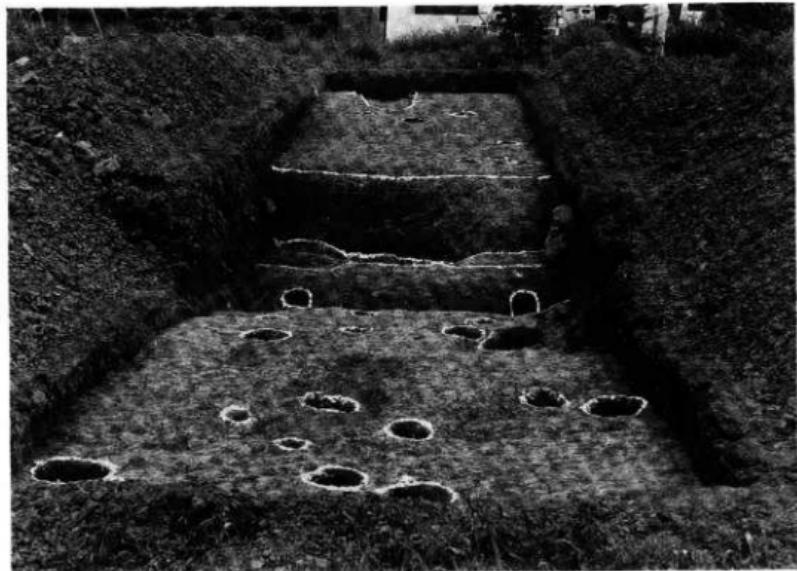
IV～III区 出土遺物



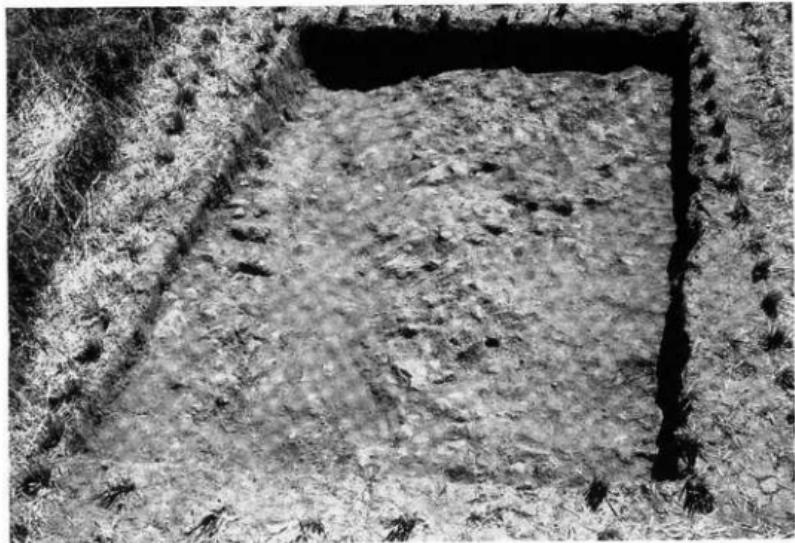
VII区 全景(東より)



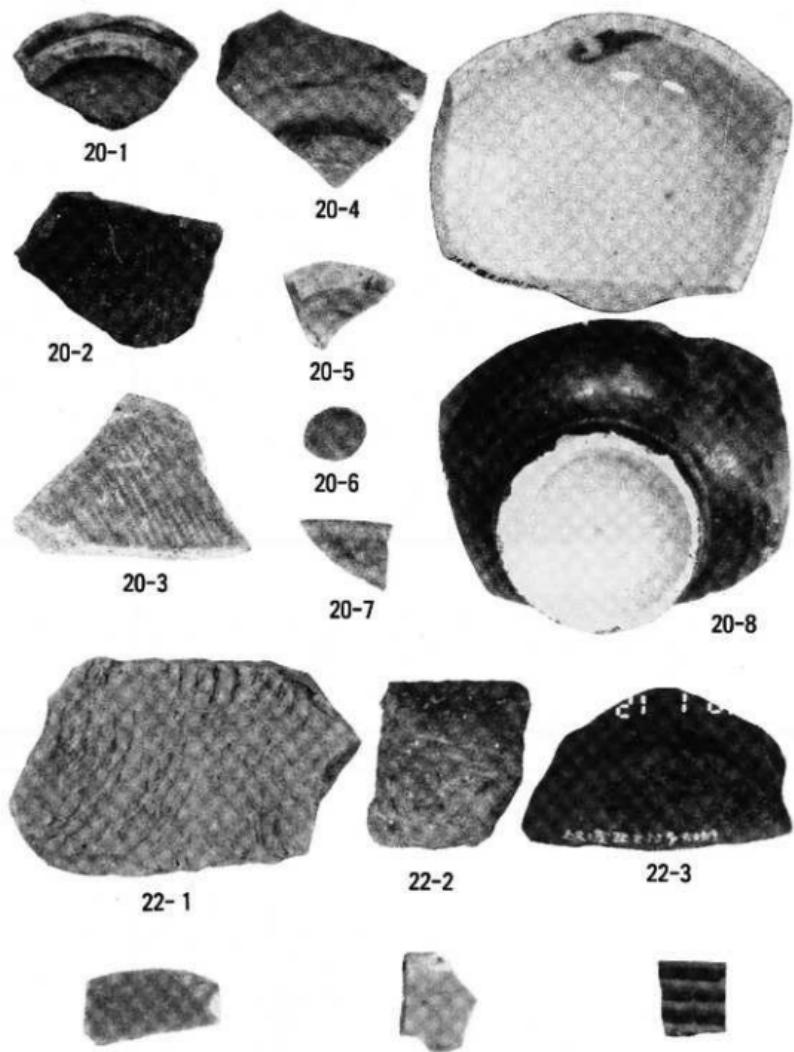
VII区 SKO 1



X区 全景(東より)



X区 全景(東より)



VII～X区出土遺物

上久々茂土居跡

平成四年（一九九二）二月

発行 烏根県教育委員会

島根県松江市殿町一番地

印刷 塚村印刷